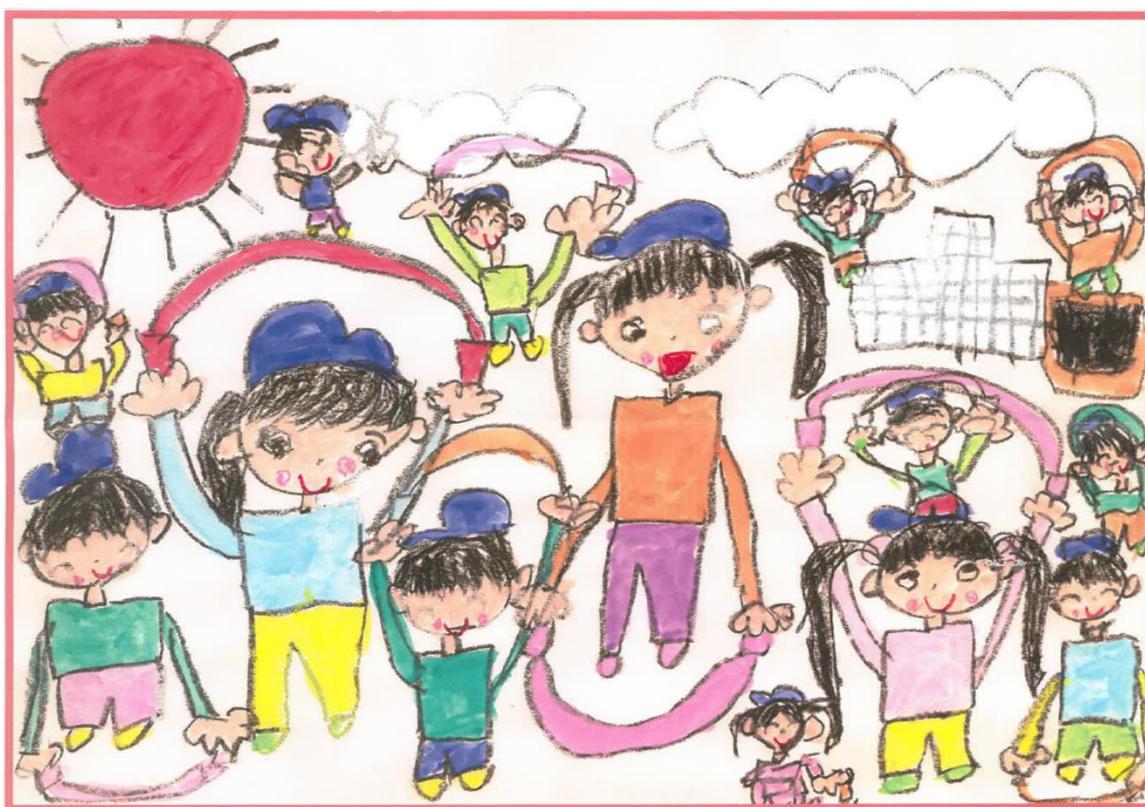


やまぐち子ども・子育て応援プラン

(山口県子ども・子育て支援事業支援計画)

(最終案)



令和2年(2020年)年2月

山 口 県

表紙の絵：令和元年度児童福祉月間絵画部門最優秀作品
[吉永 みお（よしなが みお）さん：下松市立公集小学校]

《目 次》

第1章 策定に当たって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格・位置付け	1
3	計画の期間	1

第2章 山口県の子どもを取り巻く現状と課題

1	人口の減少と少子化の現状	2
2	少子化の影響	3
3	少子化の要因と背景	3
4	子育てを取り巻く環境の変化	4
5	県民意識調査の結果	5

第3章 計画の概要

1	計画の基本目標	6
2	目指す姿と取組の方向	6
3	施策体系	7

第4章 施策の具体的な展開

1	結婚の希望を叶えるための支援	8
2	妊娠・出産の希望を叶えるための支援	11
3	安心して子育てできる環境づくり	14
4	働き方改革の推進	24
5	子どもと子育てにやさしい社会づくり	27
6	困難を有する子どもへの支援	33

第5章 教育・保育の確保方策等

1	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	37
2	認定こども園の設置目標	39
3	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数	40
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町との連携	40

第6章 計画の推進

1	計画の推進体制	60
2	計画の点検・評価	61

資料編

○	数値目標一覧	64
○	子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例	68
○	山口県子育て文化審議会規則	72
○	山口県子育て文化審議会委員名簿	73
○	用語解説	74

第1章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成28年に全国の出生数が100万人を割り込み、以降3年連続で出生数が過去最低を更新するなど、日本における少子化は歯止めがかからない状況となっています。

その背景は、未婚化・晩婚化の一層の進行、また、核家族化や地域の教育力の低下などによる子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化など、様々な要因が複雑に絡み合い、結果として、経済や社会の根幹を揺るがす恐れがあります。

本県においても、更なる人口減少が見込まれる中、将来にわたって元気な山口県を作っていくためには、少子化の流れを変えることが極めて重要であり、子ども・子育て支援を「未来への投資」と位置付けて、取組を推進する必要があります。

このため、「やまぐち維新プラン」においても、「結婚、妊娠・出産、子育て応援プロジェクト」を重点項目として掲げ、若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを生み育てることができるよう、子どもと子育て世帯を支える県づくりを社会全体で積極的に推進していくこととしています。

本プランは、この方針を踏まえ、社会全体で子どもと子育て家庭をやさしく包み、次世代を担う全ての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指す「みんなで子育て応援山口県」を推進するための5年間の計画として策定するものです。

2 計画の性格・位置付け

この計画は、「子育て文化創造条例」第12条の規定に基づく計画として策定するものです。

併せて、子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「山口県子ども・子育て支援事業支援計画」や次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく「次世代育成支援行動計画（計画期間10年）」の後期計画として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、2020（令和2）年度を初年度とし、2024（令和6）年度を目標年度とする5か年間とします。

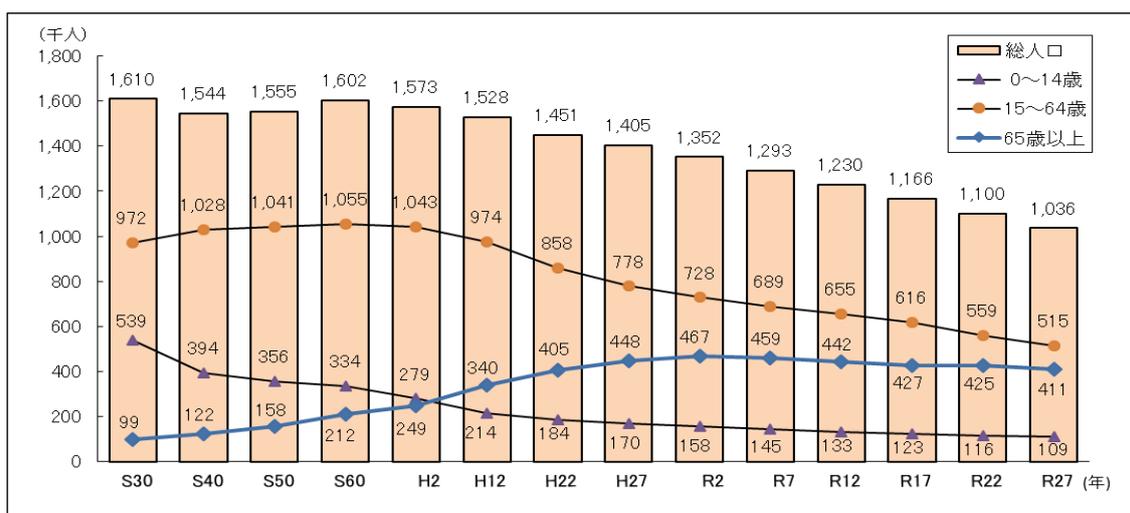
第2章 山口県の子どもを取り巻く現状と課題

1 人口の減少と少子化の現状

(1) 人口の減少

山口県の人口は、1985（昭和60）年以降減少を続け、2015（平成27）年には140万5千人まで減少しています。人口減少率はさらに拡大し、2015（平成27）年から2045（令和27）年までに約37万人（26%）減少する見込みです。

図1 山口県における人口推計と将来推計

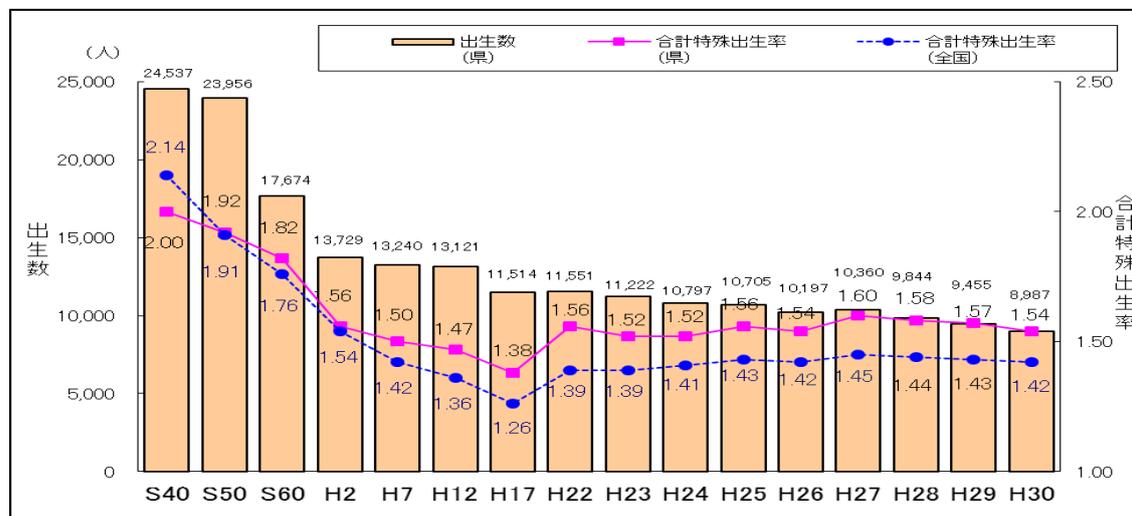


(2) 少子化の現状

2018（平成30）年に山口県で生まれた子どもの数は8,987人で、1985（昭和60）年から概ね30年間で約50%減少しています。

また、合計特殊出生率*は、1.54で、全国平均1.42を上回るが、人口置換水準（人口を維持することができる水準）2.07を大きく下回っており、依然として少子化の進行に歯止めがかからない厳しい状況にあります。

図2 出生数と合計特殊出生率の推移



2 少子化の影響

少子化の急速な進行は、労働力人口の減少による産業・経済へのマイナスの影響をはじめ、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下や防犯、消防等の住民活動の衰退など、県民生活に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。

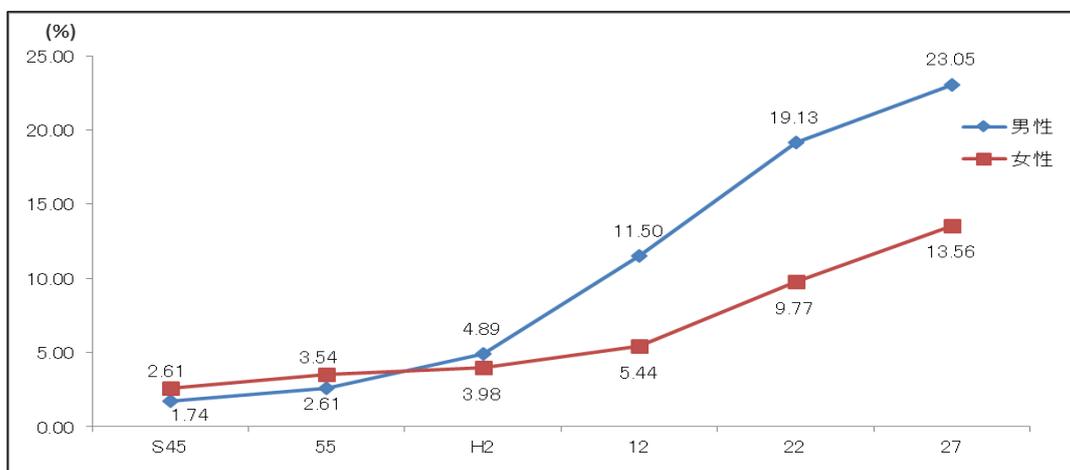
さらに、子ども同士の交流機会の減少により、自主性や社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

3 少子化の要因と背景

(1) 未婚化

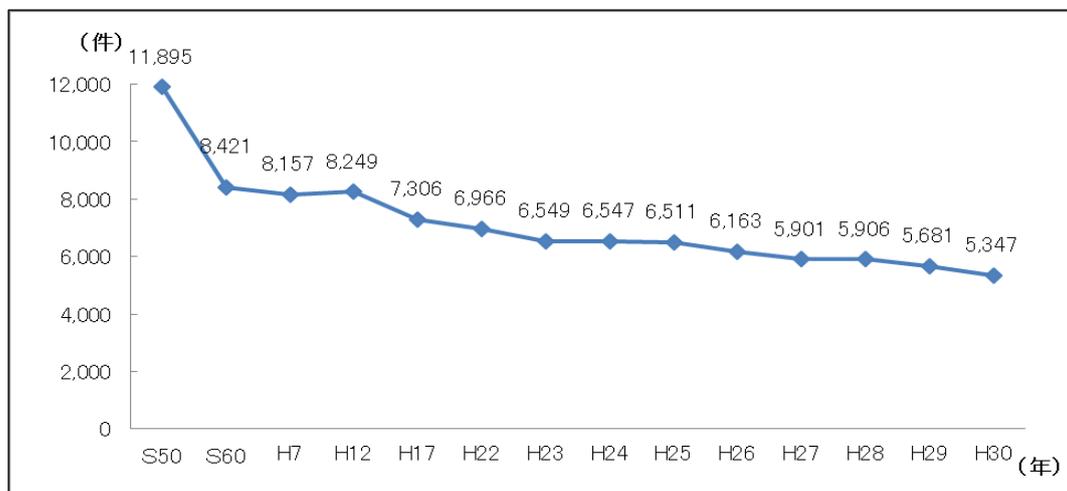
少子化の要因として、未婚化や晩婚化が指摘されています。山口県においても、50歳時未婚率（50歳時点で一度も結婚したことのない人の割合）は上昇しており、特に男性に著しい上昇が見られます。

図3 山口県における男女の50歳時未婚率の推移



2018（平成30）年の山口県における婚姻件数は5,347件となり、減少傾向が続いています。

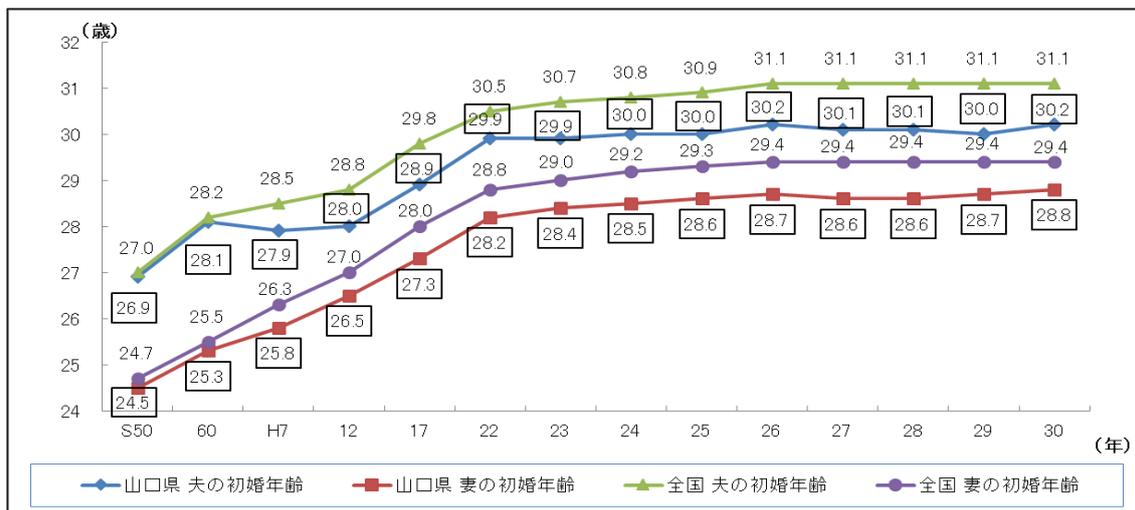
図4 山口県における婚姻件数の推移



(2) 晩婚化

2018（平成 30）年の山口県における夫の初婚年齢は 30.2 歳と全国の 31.1 歳と比べて 0.9 歳低く、妻の初婚年齢は 28.8 歳と全国の 29.4 歳と比べて 0.6 歳低くなっていますが、昭和 50 年と比べて、夫は 3.3 歳、妻は 4.3 歳高くなっており、晩婚化が進行しています。

図5 初婚年齢の推移



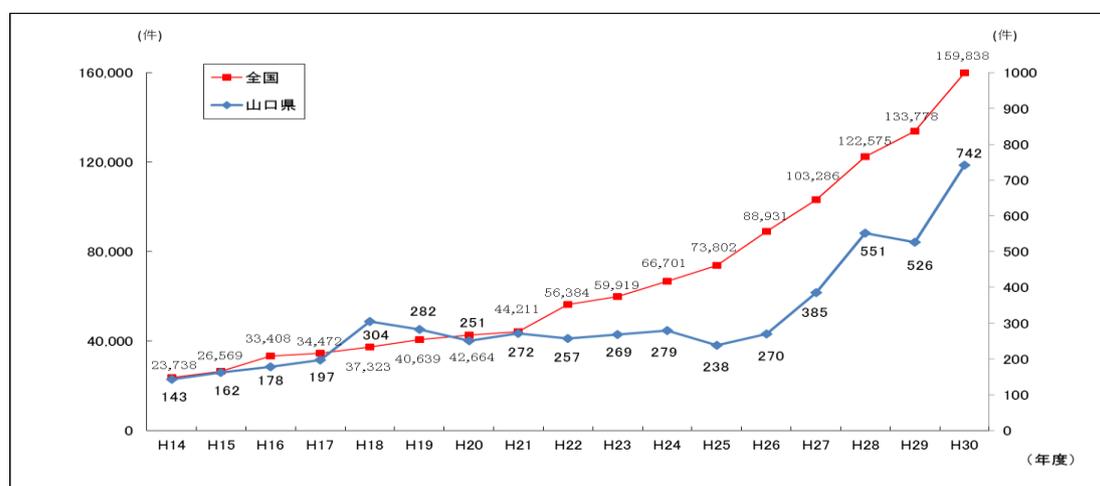
4 子育てを取り巻く環境の変化

近年、子どもの貧困問題をはじめ、いじめや不登校など、子どもに関わる社会問題が顕在化し、特に、児童虐待*に関しては、事案も深刻化しており、発生予防や早期発見・早期対応への取組が重要となっています。

また、核家族化の進行や地域での家庭の孤立などにより、子育てに不安や悩みを持つ親の増加や地域社会の子どもを育てる力の低下が顕著となっています。

こうした中、国では「児童虐待防止対策体制強化プラン*」の策定や、児童福祉法の改正、子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正など、対策強化に向けた取組が進んでおり、本県においても、こうした動きに合わせて地域の実情に応じた対策を強化していくことが必要となります。

図6 児童相談所における児童虐待対応件数の推移



5 県民意識調査の結果

2019（平成31）年1月に、県内在住の20歳から49歳までの男女を対象に、少子化や結婚観、子育て支援サービスへのニーズや満足度等に関する県民意識調査を実施し、前プラン策定時（2013（平成25）年）の調査結果と比較しました。その主な結果が次のとおりです。（回答数が多かったもの上位3位まで）

（1）結婚観について

・独身でいる理由

「異性と知り合うきっかけがない」の回答率が高くなっている。

項目	平成25年度	平成30年度
異性と知り合うきっかけがない	36.8%	42.6%
結婚生活を送るだけの経済力がない	25.3%	21.8%
独身の自由さや気楽さを失いたくない	20.7%	19.8%

（2）子どもの数について

・理想とする子どもの数を持たない理由

「不妊や健康上の理由から」の回答率が伸びている。

項目	平成25年度	平成30年度
一般的に子どもを育てるため、お金がかかるから	25.6%	32.5%
不妊や健康上の理由から	15.0%	26.2%
高齢での出産がいやだから・できないから	15.6%	21.8%

（3）子育て支援・少子化対策

・行政に充実してほしい施策

「子育てと仕事が両立できる職場づくりを進める」の回答率が高くなっている。

項目	平成25年度	平成30年度
子育てと仕事が両立できる職場づくりを進める	36.4%	48.2%
乳幼児医療費や保育料の負担軽減など経済的支援の充実	43.2%	43.0%
奨学金制度の充実など教育費に対する支援を充実	21.2%	27.3%

（4）両立支援について

・出産・育児と職業生活を両立しやすくするために必要なこと

「短時間勤務等の勤務時間に関する制度の充実」が最も高くなっている。

項目	平成25年度	平成30年度
短時間勤務、フレックスタイム、所定労働時間を越えて働かせないなどの勤務時間に関する制度の充実	47.3%	57.7%
育児にかかる経済的負担の軽減	48.7%	51.1%
出産・育児後の職場復帰や再就職を容易にするための支援の充実	39.0%	36.1%

第3章 計画の概要

1 計画の基本目標

若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを産み育てることができるよう、社会全体で子どもと子育て世帯を支える県づくりを進め、「みんなで子育て応援山口県」を推進します。

「みんなで子育て応援山口県」の推進

2 目指す姿と取組の方向

＜目指す姿＞

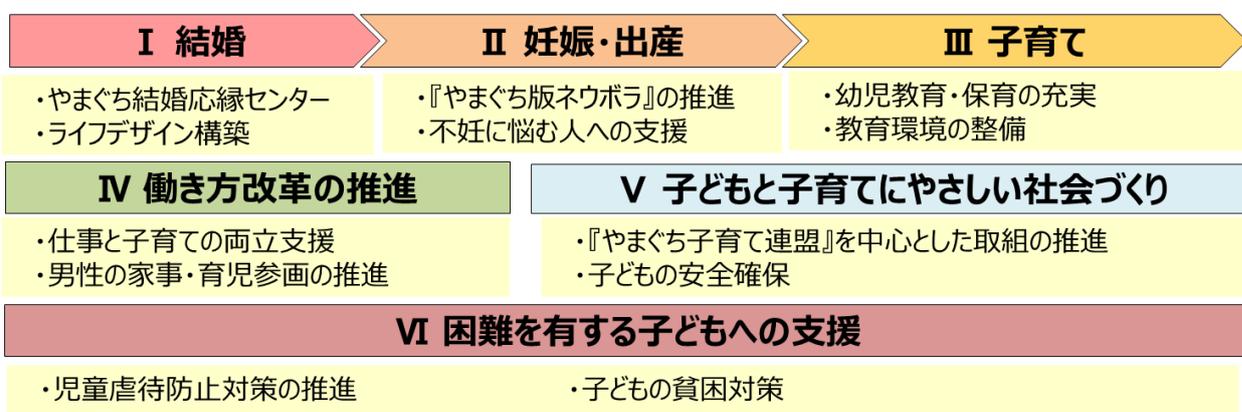
社会全体で子どもや子育て家庭を支える意識が県民に浸透し、安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる環境の中で、若い世代が生き生きと子育て等に取り組み、子どもたちが健やかに成長しています。

I 結婚を希望する人が出会い、結婚できる
II 子どもを希望する人が安心して、妊娠・出産できる
III 子どもが健やかに成長できる
IV 子どもを最優先にして、仕事と家庭を両立できる
V 子どもと子育て家庭をやさしく包み込む社会をつくる
VI 全ての子どもが明るい未来を切り開くことができる

＜取組の方向＞

ライフステージの各段階に応じた切れ目ない支援により、誰もが安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる環境づくりを推進するとともに、働き方改革の推進や子どもと子育てにやさしい社会づくりの推進、また、児童虐待*防止対策や子どもの貧困対策等の充実により、子どもと子育てに理解ある社会を実現します。

6つの柱による取組の推進



3 施策体系

I 結婚の希望を叶えるための支援

やまぐち結婚応援センター*による出会いの機会の提供や、早い時期からのライフデザイン形成の支援、若者の安定した雇用への支援を充実します

- 1 結婚に向けた支援策の充実
- 2 ライフデザイン構築のための支援
- 3 若者の安定した雇用に向けた支援

II 妊娠・出産の希望を叶えるための支援

「やまぐち版ネウボラ*」を中心とした支援による妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援、母子保健対策の推進、不妊治療への支援を充実します

- 1 妊娠期からの切れ目ない支援
- 2 健康な体づくり・母子保健対策の充実
- 3 不妊に悩む人への支援
- 4 周産期医療*の充実

III 安心して子育てできる環境づくり

幼児教育・保育や多様なニーズに応じた支援の充実、小児医療体制の確保、また、子どもの健やかな成長に向けて、学校・地域・家庭が連携した教育環境づくりを推進します

- 1 子育て家庭の負担軽減
- 2 幼児教育・保育の充実
- 3 多様なニーズに応じた子育て支援
- 4 子どもの健康づくり
- 5 教育環境の整備

IV 働き方改革の推進

長時間労働の是正やテレワーク*等の柔軟な働き方の導入促進をはじめとした働き方改革の推進、男性の家事・育児参画の促進を図ります

- 1 仕事と子育ての両立に向けた支援
- 2 男性の家事・育児参画の推進

V 子どもと子育てにやさしい社会づくり

「やまぐち子育て連盟*」を中心として、地域・企業・団体など多様な主体により子どもと子育て家庭をやさしく包み込む社会づくりの推進に取り組みます

- 1 地域・企業・団体の連携による支援
- 2 多様な担い手による子育て支援
- 3 子どもと子育てにやさしい風土づくり
- 4 子どもの安全確保

VI 困難を有する子どもへの支援

深刻化する児童虐待*問題や子どもの貧困などへの対策を充実し、全ての子どもが、その将来を明るく切り開くために必要な支援を行います

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 社会的養育の推進
- 3 子どもの貧困対策
- 4 ひとり親家庭への支援

第4章 施策の具体的な展開

I 結婚の希望を叶えるための支援

<施策の方向>

結婚は、個人の価値観に基づいて選択されるものであることを前提としつつ、結婚を希望する方に出会いの場を提供するとともに、若者の安定した雇用に向けた支援を充実し、社会全体で応援する取組を推進します。

1 結婚に向けた支援策の充実

(1) 出会いの機会の創出

① やまぐち結婚応援センター*

- ・やまぐち結婚応援センターの運営体制を強化することで、様々なニーズに対応するきめ細かな支援体制を構築します。
- ・好感度を可視化する「ハートマーク」機能の追加など、やまぐち結婚応援センターのマッチングシステムの強化により、よりきめ細かなマッチング支援を行い、結婚を希望する独身者を支援します。
- ・結婚から、妊娠・出産、子育てまでの相談を行う「結婚・子育て応援デスク*」を設置するなど、結婚から子育てまでの切れ目ない支援を行います。

② セミナー・イベントの実施

- ・県主催のセミナーやイベントの開催により、出会いの創出を図ります。
- ・他県と連携したセミナーの実施や、婚活イベント情報の提供等を行い、広域的な結婚支援を推進します。



やまぐち結婚応援センター



結婚応援セミナー

(2) 地域・企業・団体による支援

① やまぐち結婚応援企業*

- ・社会全体で出会いと結婚を応援する気運を高めるため、「やまぐち結婚応援企業」の募集や、企業内婚活サポーター*の養成により、職場のつながりを生かした縁結びの取組を推進します。

② やまぐち結婚応援団*

- ・結婚を希望する方に対して、「やまぐち結婚応援団」登録企業等が開催する出会いイベントの情報提供を行い、結婚に向けた出会いの機会を増加させます。

③やまぐち結婚応援パスポート*

- 新たに結婚する世帯等に対し、新婚夫婦等の経済的負担の軽減を図るとともに、社会全体で結婚を応援する気運醸成を図ります。



やまぐち結婚応援パスポート

2 ライフデザイン構築のための支援

(1) ライフデザイン構築支援

- 高校生が進路を選択する際に、結婚や子育て等のライフイベントも踏まえ総合的に考えることを支援するため、高等学校において、ライフデザイン教材*の活用や、外部講師を派遣した授業を行います。
- 中学校や高等学校内に、乳幼児親子が集う「学校内子育てひろば*」の開設を支援し、乳幼児親子との交流による若者のライフデザイン形成を応援します。



学校内子育てひろば

3 若者の安定した雇用に向けた支援

(1) 山口しごとセンター*による支援

① 県内企業への就職支援

- 一人ひとりの適性や能力に応じたきめ細かな支援を行うため、山口しごとセンターにおいて、キャリアカウンセリング*を中心とした相談から情報提供・能力開発・職業紹介までのサービスをワンストップ*で提供します。
- 企業合同就職説明会を開催し、出会いの場を提供するとともに、就職ガイダンスの開催、ホームページ「やまぐちジョブナビ*」を活用した求人情報の提供など、就職関連情報の提供に努めます。
- スキルアップセミナーの充実等により、就職に必要な社会人としての基礎的能力を高めます。

② 若年離職者、フリーター等への支援

- 企業合同就職説明会への参加や職場体験等の受入れについて企業へ要請します。
- 正規雇用に向けて、社会人基礎力養成研修やキャリアカウンセリング等の就職支援プログラムを実施します。



キャリアカウンセリングの様子

(2) 職業能力開発の促進

① 職業訓練の実施

- 高等産業技術学校*における職業訓練の充実により、早期就職支援を行います。
- 高等産業技術学校等の公共職業訓練とハローワークが行う職業相談や職業紹介との連携による機動的な再就職支援を実施します。

②離職者・非正規雇用労働者に対する支援

- ・介護福祉士や保育士等の国家資格の取得のための委託訓練による正社員就職の支援を行います。
- ・高等産業技術学校*が行う職業訓練において、「デュアルシステム*訓練」や山口しごとセンター*と連携した「企業魅力体験プログラム*」の実施により、実践的な就職支援を行います。



高等産業技術学校自動車整備科



高等産業技術学校設備システム科

<数値目標>

項目	現状（H30）	目標値（R6）
やまぐち結婚応援センター*の引き合わせ実施数（累計）	5,139件	14,000件
学校内子育てひろば*の設置校数	65校（R1）	75校

II 妊娠・出産の希望を叶えるための支援

＜施策の方向＞

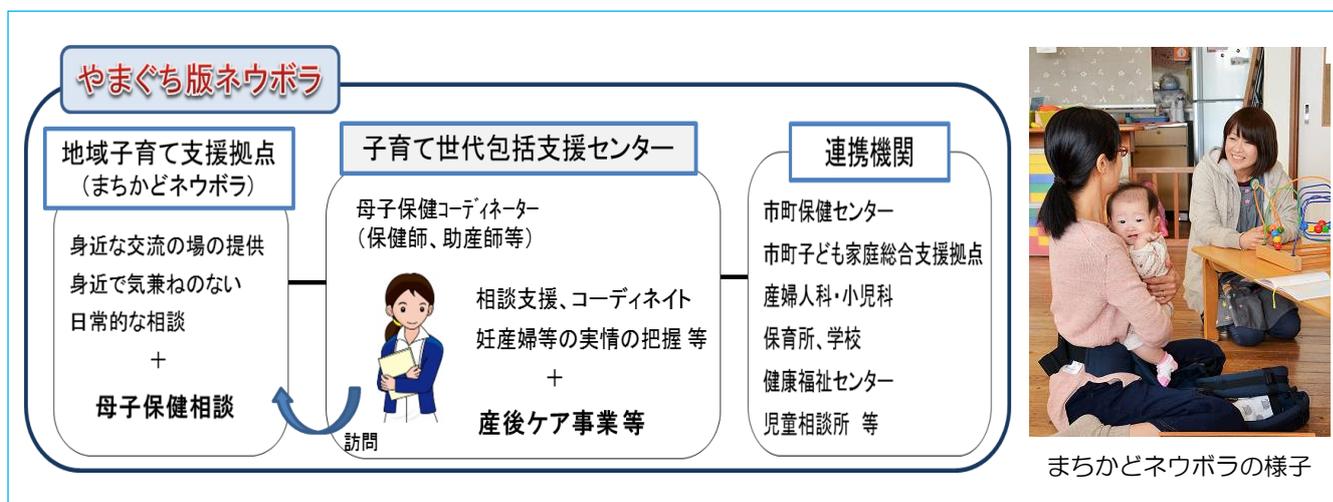
「やまぐち版ネウボラ*」を中心とした、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を構築するとともに、母子保健対策の充実、また、妊娠・出産の希望を叶えるため不妊治療への支援の充実、周産期医療*の充実を図ります。

1 妊娠期からの切れ目ない支援

(1) 切れ目ない支援体制の充実

① 相談体制の整備

- ・子育て世代包括支援センター*を中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する取組「やまぐち版ネウボラ」を推進します。



- ・保健師や助産師、母子保健推進員*等に対する研修の充実を図るとともに、食生活改善推進員*や民生委員・児童委員*などと連携して、子どもや家庭に関する情報を子育て家庭等に迅速かつ的確に提供できるよう努めます。
- ・子育ての悩みや不安に関する相談・カウンセリング機能を充実するとともに、各種相談機関等とのネットワークを一層強化し、相談体制の充実を図ります。
- ・夜間における小児救急医療電話相談*など、子育て家庭が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

② 乳幼児家庭等への訪問指導

- ・妊婦に対する健康診査や、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うなど、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行います。
- ・養育上の様々な問題を抱える家庭に対して、保健師等の家庭訪問により、育児指導、家事援助、保護者の身体的・精神的不調状態に対する相談・助言などの養育支援を促進します。

③妊産婦にやさしい環境づくり

- ・安心・安全な出産に向け、妊婦自身が健康な母体を維持するための取組を推進するとともに、マタニティマーク*等を通じて、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。
- ・安心して妊娠、出産、育児ができるよう、母子保健推進員*などの地域の母子保健関係者が実施する子育ての輪づくりなどの活動を支援します。
- ・職場内でマタニティハラスメント等、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」が起きないように、労働局と連携し、企業に対する指導の強化・徹底、広報・啓発活動を実施します。



マタニティマーク

2 健康な体づくり・母子保健対策の充実

(1)母子保健・疾病等予防対策の推進

①母子保健事業の充実

- ・「健やか親子21（第2次）*」に基づき、母子の健康確保、子どもの健やかな発育・発達支援等に向け、必要な人材の確保及び体制整備により、母子保健の充実を図ります。
- ・乳幼児健康診査や保健指導等の市町事業について、広域的・専門的立場からの課題の把握等とその解決に向けた取組の充実を図ります。

②疾病・感染症予防対策

- ・乳幼児期からの健康づくりを進めるための各種健康診査や健康教育、相談活動等を充実するとともに、乳幼児等を感染症から守るため、感染症予防や予防接種に関する正しい知識の普及、予防接種の実施を促進します。

(2)思春期からの健康づくり

- ・思春期特有の悩み等に関する相談窓口として、「思春期ほっとダイヤル*」や「女性健康支援センター*」による妊娠や心身の健康相談・支援の充実に努めます。
- ・次世代を健やかに産み育てる基礎となる思春期の保健対策を推進し、保健と教育が連携して学校や地域における性教育を含む健康教育を促進します。
- ・妊娠・出産に臨む女性の健康を支援し、体の仕組みや妊娠・出産などに関する医学的・科学的に正しい知識の普及啓発を行います。

3 不妊に悩む人への支援

(1)相談支援・経済的負担の軽減

- ・不妊専門相談センター*等による、不妊等に関する医学的・専門的な相談、不妊による心の悩み等についての相談体制の充実や不妊治療等に関する普及啓発の促進を図るとともに、不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

(2)予防できる不妊原因への対応

- ・妊娠・出産を希望する夫婦等に対し、妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、予防できる不妊原因（性感染症や無理なダイエット等）についての正

しい知識の普及と、セルフケア能力の向上を図ります。

4 周産期医療*の充実

(1) 周産期医療の体制整備

① 周産期医療の医師確保・体制整備

- 医師修学資金制度をはじめとする総合的な医師確保対策を推進し、周産期医療を担う医師の養成・確保、定着支援に努めます。
- 高度・専門的な医療を行う「総合周産期母子医療センター*」を拠点として、地域周産期母子医療センター*や地域の周産期医療施設が、適切な役割分担の下、必要な周産期医療を提供する周産期医療体制の充実を図ります。また、「助産師外来」や「院内助産所」の開設を促進します。
- ハイリスク妊産婦・新生児*に対する保健医療体制や母体・新生児搬送体制の充実を図ります。



NICU（新生児集中治療室）

<数値目標>

項目	現状（H30）	目標値（R6）
妊娠11週以下での妊娠の届出率	94.8%（H29）	増やす（R4）
十代の人工妊娠中絶実施率	5.1%（H29）	減らす（R4）
十代の性感染症罹患数（1定点当たりの報告数）	4.2（H29）	減らす
1歳6か月までの麻疹・風疹ワクチン予防接種率	87.6%（H29）	95.0%
3歳児におけるう歯のない人の割合	81.6%（H29）	90%（R4）
乳幼児健康診査の受診率	1か月 96.7% 3か月 98.4% 7か月 97.1% 1歳6か月 97.4% 3歳 95.8% (H29)	増やす（R4）
周産期死亡率（出産千対）	山口県平均 4.0 全国平均 3.9 (H20年からH29年の10年間の平均)	全国平均以下 (H26年からR5年の10年間の平均)
出生に対する低出生体重児の割合	9.4%	減らす

Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり

＜施策の方向＞

誰もが安心して子育てできるように、教育・医療に係る経済的負担の軽減をはじめ、乳幼児期からの子どもの健康づくりに向けた小児医療体制の確保、健やかな心身の成長のために学校・地域・家庭が連携した教育環境づくりを推進します。

1 子育て家庭の負担軽減

(1) 教育・医療に係る経済的負担の軽減

① 幼児教育・保育の無償化

・幼児教育・保育の無償化について、円滑な実施に取り組みます。

② 多子世帯への支援

・多子世帯における保育所の保育料等の軽減や、企業等を巻き込んだ多子世帯への支援の充実など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

③ 乳幼児医療費助成

・乳幼児を抱える家庭に対し、安心して医療が受けられるよう、小学校就学前までの医療費の自己負担分について助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

④ 児童手当

・次代を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童について、児童手当を支給します。

⑤ 高校生等への修学支援

・高等学校等の生徒への就学支援金及び奨学のための給付金による支援を行うとともに、授業料の減免措置や奨学金制度を充実させ、家庭の教育費負担の軽減を図ります。



(2) 住宅への支援

・子育て世帯に配慮するため、県営住宅の募集に際し、多子世帯や母子・父子世帯に対応する優先入居を行います。

2 幼児教育・保育の充実

(1) 保育所等の受入れ体制整備

① 受け皿整備

・幼児期の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行います。

・教育・保育に係る施設整備等により、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を図ります。

② 情報提供

・保護者等が、円滑に、教育・保育施設等を利用できるよう、県ホームページ等により



教育・保育情報の周知を図ります。

③人材確保

- ・新規卒業者の確保、潜在保育士の再就職支援や保育士等の処遇改善などにより、保育士や幼稚園教諭等の確保を図ります。
- ・地域の子育ての担い手を「子育てサポーター」として登録し、保育所等で活用する市町の支援を行います。



保育職魅力発見セミナー（保育体験）

④人材育成

- ・保育士等のキャリアパスを見据えた体系的な研修等の実施による安定的な保育人材の育成に取り組みます。

(2) 幼児教育・保育の質の確保

① 幼児教育・保育の質の向上

- ・地域の中核的な役割を担う教育・保育施設である認定こども園*や幼稚園、保育所と、地域型保育事業*や地域の子育て支援を行う者等との連携強化を図ります。
- ・原則として満三歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満三歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携の促進を図ります。
- ・保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブ*を利用できるよう、教育・保育施設と放課後児童クラブとの相互連携の促進を図ります。
- ・幼稚園や保育所等から認定こども園への移行について、施設への十分な情報提供に努めるとともに、施設の負担軽減を図るなど、必要な支援を行います。
- ・幼稚園や保育所等において、心身の発達に応じたきめ細かな指導を行うとともに、小学校教育への円滑な接続が可能となるように、幼児教育・保育の質の向上を図ります。
- ・認可外保育施設について、指導・監督を徹底すること等により、質の向上を図ります。
- ・幼稚園教諭の専門性向上に向けた講習の開催や、幼稚園が実施する処遇改善への支援等により、幼稚園での人材育成・確保の促進を図ります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業*等の充実

① 地域子ども・子育て支援事業等

- ・子どもやその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供を行う利用者支援の取組を進めます。
- ・子育て家庭の様々な事情に対応するため、一時預かり*、延長保育、病児保育*、地域子育て支援拠点*の設置・支援やファミリーサポートセンター*の普及促進など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。
- ・児童養護施設*等における児童の一時預かり（ショートステイ*）や、夜間・休日の養護（トワイライトステイ*）に対する支援を行います。
- ・地域の実情や子育て家庭のニーズに対応し、幼稚園における預かり保育*の充実を図ります。

- ・「新・放課後子ども総合プラン*」に基づき、従事者の確保・質の向上を図り、放課後児童クラブ*や放課後子ども教室*の整備促進を図ります。

②地域における子育て支援員等の人材確保

- ・子育て支援員研修等の実施により、地域の子育て支援を行う人材の育成・確保を図ります。

3 多様なニーズに対応する子育て支援

(1)病児保育*・放課後児童クラブの充実

- ・病児保育の県内全市町参加による広域利用協定の仕組みを活用するとともに、施設の運営や整備の支援等により病児保育事業の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブにおいて、18時以降の延長開所に対する経費支援や、利用ニーズが増大する長期休暇期間中の開設支援により、事業の充実を図ります。
- ・放課後児童支援員等の処遇改善などにより人材確保に向けた支援を充実します。



放課後児童クラブの様子

(2)障害のある子ども等への支援体制の充実

①障害児施策の充実

- ・市町が実施する乳幼児健康診査等により、障害の早期発見・早期療育を推進するため、医療・保健・福祉・教育などの関係機関と連携して、相談から診断・治療、療育まで一貫した支援を行う「総合療育システム*」を推進します。
- ・障害のある子どもや家族が身近な地域で適切な療育サービスを利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業など、サービス提供体制の整備を進めます。
- ・障害のある幼児の円滑な就学を支援するため、「ふれあい教育センター*」や、地域の「特別支援教育センター」、「サブセンター」における就学前の相談支援等の取組の一層の充実と相互の連携強化を図ります。
- ・発達障害児に対する支援を総合的に行う拠点機関として山口県発達障害者支援センター*を設置し、発達障害児やその家族、支援者に対し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた相談支援、発達支援、就労支援等を行います。
- ・発達障害児やその家族が、身近な地域で切れ目のない支援を受けられるよう、山口県発達障害者支援センターと各地域の児童発達支援センター等との役割分担による重層的な支援体制の充実を図るとともに、地域の関係機関相互の連携強化と専門性向上による支援力の充実強化に取り組みます。

②医療的ケア児*への支援

- ・医療的ケアが必要な障害のある子どもやその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関の連携体制の構築や関連分野の支援を総合調整する人材の養成を行い、医療的ケア児等への支援体制の整備を図ります。

- ・医療的ケア児*を養育する家族の看護や介護に携わる精神的負担の軽減が図られるよう、相談会や交流会を実施するとともに、医療的ケア児に係る情報の集約化を行います。

4 子どもの健康づくり

(1) 子育ての安心を支える医療体制の確保

① 小児医療の医師確保・医療体制整備

- ・医師修学資金制度をはじめとする総合的な医師確保対策を推進し、小児医療を担う医師の養成・確保、定着支援に努めます。
- ・夜間における小児救急医療電話相談*や小児科を専門としない医師への研修の実施等により、初期救急*医療体制の充実を図ります。また、「かかりつけ医」制度や家庭でできる急病時の対応等について普及啓発を図ります。
- ・入院治療を必要とする小児救急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院に対する支援を行うなど、365日24時間の小児二次救急*医療体制の充実を図ります。
- ・医療機関の医療機能情報を提供し、県民の医療機関の適切な選択を支援する医療機能情報提供システムの充実を図ります。

② 乳幼児の突然死・事故防止

- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）*の発生予防に関する情報提供や、子どもの事故防止・応急手当等の学習機会の提供等を行います。

③ 小児慢性特定疾病*対策の推進

- ・内分泌疾患や慢性心疾患等、小児慢性特定疾病に罹患し、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療費の自己負担額の一部を助成するとともに、相談支援、必要な情報提供など自立に向けた支援等を行います。

④ 乳幼児の健康支援等

- ・新生児に対して、先天性代謝異常等疾患*に係る検査を実施し、障害の原因となる疾病の早期発見・早期治療に努めます。

(2) 健やかな心身の育成

① 健やかなからだづくり・食育の推進

- ・子どもの健やかな成長のために、乳幼児期から食生活、運動、歯・口腔の健康をはじめとする望ましい生活習慣の確立を図り、将来にわたる生活習慣病の発症・重症化予防に向け、健康づくり対策の充実に努めます。
- ・子どもの健全な食生活の実現と心身の成長を図るため、乳幼児期から子どもの心とからだを育む栄養指導や食育の取組を支援し、地域・家庭における食育を推進します。
- ・子どもをたばこの害から守るため、「山口県たばこ対策ガイドライン（第3次）」に基づき、「受動喫煙防止」、「喫煙防止（未成年・妊産婦等）」、「禁煙支援」を柱とした取組を進める中で、たばこの害に関する情報提供や学校・地域等における健康教育を実施します。

②思春期から成人期に向けた保健対策

- 子どもの心身の成長の過程に即し、飲酒や喫煙、薬物の乱用、性に関する課題等について、正しい情報を提供するとともに、自分自身の心と体を大切に、自らの健康をコントロールし改善することができる力を育てるため、学校や地域における健康教育や性に関する指導の充実に努めます。
- 児童生徒の問題行動の未然防止や自殺兆候の早期発見、原因の早期解消等に取り組むほか、心身症や思春期やせ症、ひきこもりなどの思春期の心の問題に早期に対応するため、保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し、親や教師に対する学習機会の提供や相談体制の充実強化を図ります。

(3)児童健全育成に向けた活動

①青少年育成県民運動

- 山口県青少年育成県民会議が中心となって「青少年育成県民運動」を展開する中で、青少年育成市町民会議や青少年関係団体等への活動支援を図るなど、地域ぐるみでの青少年健全育成活動を促進します。

②地域の活動

- 地域における児童健全育成の拠点であり、母親クラブ*等地域における子育て支援団体の活動の場である児童館*の整備促進や機能の充実を図ります。
- それぞれの地域において児童健全育成が図られるよう、母親クラブや子ども会等が実施する親子・世代間交流や研修などの地域活動を支援します。
- 地域において様々な人々が児童健全育成活動に参加することについての理解を促進し、参加意欲の高揚を図ります。

③有害環境対策の推進

- 青少年を取り巻く環境の浄化を図るため、市町や地域団体等と連携し、有害図書類の陳列方法等の点検・指導等を行う、「こども環境クリーンアップ活動」を推進します。
- SNS*等に起因する子どもの性被害等が問題となっていることから、「山口県青少年健全育成条例」等に基づき、地域住民や関係機関、団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの安全・安心な利用環境の整備や保護者及び青少年に対するフィルタリング*の普及啓発を推進し、子どもたちを有害情報や犯罪・トラブルから守ります。
- 児童生徒のネット問題を認めた場合、警察、学校、市町教育委員会が相互に連携し、「ネット問題対応チーム」を立ち上げて、問題事案の早期改善・早期解決に向けた取組を推進します。

④非行防止

- 警察、学校、児童相談所*等関係機関の連携強化を図るとともに、少年サポートセンターを中心とした支援、少年安全サポーター*の活用などにより、少年の非行防止や健全育成に向けたきめ細かな対応を図ります。



少年相談員の街頭補導活動

⑤ひきこもり問題

- 「ひきこもり」問題に対応するため、体系的な研修により、県精神保健福祉センター

や各保健所からなる「ひきこもり地域支援センター*」職員の資質向上を図り、家族や本人への支援を行います。

- ・「山口県子ども・若者支援地域協議会」において、子ども・若者の支援を行っているNPOや、関係行政機関相互の連携強化を図るとともに、支援を要する子ども・若者がより身近な場所で支援が受けられるよう、市町における支援機関・団体のネットワーク構築に向けた取組を支援します。

5 教育環境の整備

(1) 学校教育の充実

① コミュニティ・スクール*の仕組みを生かした学校運営の充実

- ・次代を担う子どもたちに必要な資質・能力の育成に向けて、学校は、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、家庭・地域との連携・協働による学校運営を行います。また、県内全ての公立小・中・高校・総合支援学校*等がコミュニティ・スクールとなることから、小・中・高校等のそれぞれの学校段階における教育内容の更なる充実を図るとともに、子どもたちの学びや育ちを校種間でつなげます。



学校運営協議会の様子

- ・情報化やグローバル化などの社会変化に対応できる資質・能力の育成のため、熟議等の実施により育てたい子ども像等を共有するとともに、教科等横断的な視点やキャリア教育*の視点に立った学力向上の取組を推進します。
- ・全国学力・学習状況調査と県学力定着状況確認問題を活用した、年2回のPDCAサイクルを実施するとともに、学校運営協議会において課題や方向性を共有することにより、一層の教育内容の充実と子どもたちの学力向上を図ります。

② 読書・食育・健康づくり・スポーツ・人権教育

- ・学校での読書活動や学校図書館の授業での活用とともに、「山口県子ども読書支援センター*」を中心に、学校、家庭、地域と連携・協力して、子どもの読書活動の推進に取り組みます。
- ・児童生徒の望ましい生活習慣・食習慣の定着に向け、学校・家庭・地域が一体となって取組を推進します。
- ・専門家等と連携して作成した「運動メニュー*」の活用や「新体力向上プログラム*」の改善、地域スポーツ人材と連携したスポーツ教室の開催等により運動機会を確保し、子どもの体力の向上を推進します。
- ・地域の教育力の活用や体験的な活動の導入により人権教育や道徳教育の充実を図り、豊かな人間性や社会性を育みます。



サッカー教室

③ 質の高い教育環境づくり

- ・小・中学校における35人学級化を維持継続し、児童生徒の状況に応じたきめ細かな指導体制を充実することにより、児童生徒の基本的な生活習慣・学習習慣の定着を図

ります。

- 教育力向上指導員*、学力向上推進リーダー*等の活用、少人数教育や校種間連携の推進などにより、授業改善を進め、児童生徒の学力の確実な定着と向上を図ります。
- 生徒のニーズの多様化に対応し、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開など、より質の高い高校教育を展開します。
- 複雑化・多様化する教育課題に的確に対応するため、教職員評価の活用や体系的な研修により教職員の資質能力の向上に向けた取組を推進します。

④特別支援教育の推進

- インクルーシブ教育システム*の構築により、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。

(2)学校・家庭・地域の連携

①地域連携教育の充実

- コミュニティ・スクール*や地域協育ネット*における取組の質の向上に向けて、推進の核となる人材の養成・配置、地域ぐるみの活動を推進し、社会総がかりによる「地域教育力日本一」の取組を更に充実します。
- 全ての県立高校にコミュニティ・スクールを導入し、地域や大学・企業等と協働した課題解決型学習の推進により、地域と一体となった教育を充実します。
- 総合支援学校*においても、小・中・高等学校のコミュニティ・スクールと連携した取組を推進し、一人ひとりの心がつながる共生社会の実現に努めます。



高校生と企業との協働した商品開発

②家庭教育支援体制の充実

- 「早寝早起き朝ごはん」をはじめとした子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図るため、家庭教育に関する意識啓発・情報提供を推進します。
- 家庭の教育力の向上に向け、家庭教育講座の学習プログラムの開発や、家庭教育支援チーム*と連携した保護者向けの学習機会の充実を図ります。
- 「やまぐち型地域連携教育*」の仕組みを生かし、概ね中学校区単位で学校、PTA等と連携・協働する家庭教育支援チームの設置や訪問型家庭教育支援の推進、その担い手となる家庭教育支援者の養成を進めることにより、地域における切れ目のないきめ細かな家庭教育支援の体制強化を図ります。
- 「子どもと親のサポートセンター*」に配置しているスクールソーシャルワーカー*による支援体制の充実や、「ふれあい教育センター*」等の関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実を図ります。



家庭教育支援者の養成

③地域における多様な教育

- 学校や公民館等を活用した子どもの居場所づくりや地域ボランティア活動の機会の提供等を進めるとともに、スポーツや文化活動など様々な体験活動や世代間交流の推進、学校施設の開放などにより、地域との交流活動を推進します。
- 長期自然体験活動やA F P Y*などの特色ある体験活動や、山口図書館、山口博物館等による専門性を生かした展示や講座、学校・地域への学習支援を推進します。
- 農山漁村等の地域団体と連携した体験活動を推進します。
- 環境学習*推進センターの活用や体験活動を通じて、児童生徒の環境保全に対する理解を深め、取組意欲を育み、生涯にわたって環境保全等に取り組む基礎を養います。
- 友好姉妹提携地域等との交流や各地域における国際活動等を通じて、異なる文化や伝統を理解し尊重する態度を養うとともに、グローバルな視点をもって行動できる人材を育成します。
- スポーツを通じた心身の健全育成を図るため、スポーツ少年団活動の充実をはじめ、総合型地域スポーツクラブ*の創設・育成を促進するとともに、それぞれのスポーツ活動をサポートする指導者等の育成を進めます。



心の冒険・サマースクール

(3)キャリア教育の推進

- 小・中・高等学校等を通じた系統的・計画的なキャリア教育*を推進し、職場見学、職場体験、インターンシップ*等の充実などにより幅広い職業観の育成を図ります。
- 職場体験の受入れや講師派遣等、子どもの教育活動を支援する事業者や団体を広く募集・登録する「やまぐち教育応援団*」の取組を推進することにより、学校でのキャリア教育や体験・学習活動の充実を図ります。
- 高等学校においては、「ガイダンスの充実」「求人開拓の強化」「マッチングの促進」を3つの柱とし、関係機関との連携を深めながら、就職ガイダンスや職場体験を通じ、職種や職場の理解を促進するとともに、生徒の意向を踏まえた組織的できめ細かな就職支援により、生徒の進路実現を図ります。
- 県内企業におけるインターンシップを総合的に推進します。



中学生職場体験の様子

(4)いじめ・不登校等への対応

①早期発見・早期対応・相談支援

- いじめ等の問題行動や不登校の未然防止のために、児童生徒の主体的な活動や開発的生徒指導*などを通じて、心を育てる教育を推進します。
- 早期発見・早期対応に向けて、校内体制の整備と校種間連携を強化するとともに、

複雑化・深刻化した事案にも適切に対応できるよう、研修会等を通じて教職員の資質向上を図ります。

- SNS*等を活用した相談体制やスクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*、スクールロイヤー*などの専門家の派遣等による相談・支援体制の一層の充実を図ります。
- やまぐち総合教育支援センターに設置している、「ふれあい教育センター*」や「子どもと親のサポートセンター*」において、児童生徒や親に対する専門的な相談・支援を行います。
- コミュニティ・スクール*や地域協育ネット*と連携した地域ぐるみの取組を推進します。
- 「山口県いじめ問題対策協議会」において、県内のいじめ問題に係る関係団体・機関の連携を強化し、社会総がかりの取組を推進します。

②重大事態への対応

- 重大な事件・事故等の発生時は、専門家チームの早期派遣により、児童生徒の安全確保や二次的被害の防止を図ります。また、いじめの重大事態発生時には、法に基づく調査の実施や心のケア等に向け、外部専門家を派遣し、事態の深刻化を防ぐとともに、早期解決を図ります。

<数値目標>

項目	現状（H30）	目標値（R6）	
利用者支援（市町数）	15市町	19市町	
延長保育	254箇所	289箇所	
病児保育*	32箇所	38箇所	
まちかどネウボラ*認定数	51箇所	100箇所	
子育て短期支援（ショートステイ*）（市町数）	15市町	19市町	
子育て短期支援（トワイライトステイ*）（市町数）	10市町	19市町	
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	96.0%	100%	
幼稚園での一時預かり*	96箇所	112箇所	
保育所等利用待機児童数	36人	0人	
放課後児童クラブ*待機児童数	430人	0人	
小児科医師数（小児人口10万人当たり）	山口県平均 112.4 全国平均 112.4	全国平均以上	
小児救急医療電話相談*事業の相談件数（年間）	10,781件	12,000件	
スマートフォン等の使い方について、家庭での約束がない児童生徒の割合	小学校	15.3%	減少させる
	中学校	23.4%	減少させる
勉強が「好き」「どちらかといえば好き」である児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校	66.7%	増加させる(R4)
	中学校	66.8%	増加させる(R4)

<数値目標>

項目		現状（H30）	目標値（R6）
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校	87.1%	増加させる(R4)
	中学校	74.3%	増加させる(R4)
県立高校等におけるコミュニティ・スクール*導入校の割合		31.5%（H29）	100%(R4)
コミュニティ・スクールを導入し、地域や大学・企業等と連携して学校・地域の課題解決に取り組んだ県立高校等の割合		62.3%	100%
近隣の小・中・高等学校等のコミュニティ・スクールと連携した取組を実施した総合支援学校*数		6校	12校(R4)
やまぐち型家庭教育支援チームを設置している中学校区の割合		0%	全中学校区の50%以上(R4)
地域協育ネット*コーディネーター養成講座受講者数（累計）		1,114人	1,850人
企業等での家庭教育出前講座の受講者数（累計）		10,297人	12,200人
おやじの会の団体数		204	増加させる
学校芸術文化ふれあい事業を活用して、舞台芸術を鑑賞した公立小・中学校の割合（年間）		36.3%	維持・向上させる(R4)
公認スポーツ指導者数		447人	増加させる
総合型地域スポーツクラブ*の設置数		50	80
毎日朝食を摂っている児童生徒の割合	小学校	89.7%	増加させる
	中学校	87.8%	増加させる
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点（体力8項目の結果をそれぞれ10点満点で得点化した合計点）の県平均点（公立小・中学校）	小5男	53.1	増加させる
	小5女	54.7	
	中2男	41.3	
	中2女	50.0	
青少年国際交流事業参加者数（累計）		839人	969人
高校生の就職決定率		99.1%	100%に近づける(R4)
高校在学中に、体験的キャリア教育（インターンシップ*、大学・企業訪問等）を行った生徒の割合		—	100%(R4)
総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率		94.6%	100%に近づける
いじめの解消率（公立小・中・高等学校・総合支援学校）		98.3%	100%に近づける
千人当たりの不登校児童生徒数（公立小・中・高等学校）	小・中学校	14.6人	減少させる
	高等学校	6.1人	減少させる

IV 働き方改革の推進

＜施策の方向＞

若い世代が子どもを生き育てやすい環境をつくるため、長時間労働の是正やテレワーク*等の柔軟な働き方の導入促進をはじめとした働き方改革の推進に取り組むほか、男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を重点的に推進します。

1 仕事と子育ての両立に向けた支援

(1) 長時間労働の是正

① 企業の意識改革

- ・「やまぐち働き方改革推進会議*」による多様な主体による取組の推進、「やまぐち働き方改革支援センター*」によるアウトリーチ支援や中小企業労働相談員による事業所訪問、長時間労働の縮減やワーク・ライフ・バランス*に関するセミナーや研修会等の実施により、全県的な機運醸成や企業の意識改革を実施します。
- ・職場における働き方改革推進リーダーの養成と取組支援による働き方改革の成功事例となる実践モデルの創出と県内企業への波及を図ります。
- ・やまぐち働き方改革アドバイザーの養成及び登録を推進します。
- ・企業における長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進のために、普及啓発等による企業経営者等への働きかけを行います。
- ・働き方改革関連法や一般事業主行動計画*の策定など、労働関連法令について、労働者、企業経営者等への広報・啓発を図ります。



働き方改革職場リーダー養成講座



働き方改革モデル企業事例報告会



働き方改革シンポジウム

(2) 柔軟な働き方の推進

① 企業の自主的な取組推進

- ・「やまぐち子育て応援企業宣言制度*」や「やまぐちイクメン応援企業宣言制度*」等による仕事と子育ての両立に向けた職場環境づくりを促進します。
- ・企業の自主的な研修会等の場に講師を派遣する「ワーク・ライフ・バランス推進出前講座」を実施します。
- ・部下のワーク・ライフ・バランスの実現を応援する上司である「イクボス*」の普及促進を図ります。
- ・「誰もが活躍できるやまぐちの企業*」認定制度等により、ワーク・ライフ・バランス等に自主的に取り組む企業を支援します。



誰もが活躍できるやまぐちの企業

②多様な働き方の推進

- 企業等において、育児休業、短時間勤務、短時間正社員制度、フレックスタイム制など多様で柔軟な働き方が可能となる制度の整備や、それらを利用しやすい職場環境づくりを進めます。
- テレワーク*利活用促進セミナーの開催等によるテレワーク導入に向けた機運の醸成を図ります。
- 企業へのアドバイザー派遣等によるテレワーク導入モデルの創出と企業への普及の推進を図ります。
- 育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止に向け、普及啓発や企業への指導、また、労働者からの相談に対し迅速かつ丁寧な対応を進めます。



テレワークの様子

(3)女性のキャリア形成支援

①ハラスメント対策の推進

- 職場における妊娠・出産・育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止に向け、普及啓発や企業への指導、また、労働者からの相談に対し迅速かつ丁寧な対応を進めます。

②女性が働きやすい職場環境づくり

- 安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりに向けて、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法等の周知・啓発、女性の職域拡大と就業継続に向けた働きやすい職場環境の整備に関する企業の取組支援や、企業経営者等の理解促進のための広報・啓発を行います。
- 「やまぐち女性の活躍推進事業者*」による女性活躍に向けた取組の促進や、「女性管理職アドバイザー制度*」における「輝き女性サポーター*」による女性管理職等への相談支援を行います。

③子育て等で離職した女性への支援

- 子育て等で離職した女性の再就職支援に向けて、職場復帰への不安解消やスキルアップを目的とした職場体験や研修、また、山口しごとセンター*等でのキャリアカウンセリング*の実施やマッチング機会の確保を充実します。



「輝き女性サポーター」認定証交付式

2 男性の家事・育児参画の推進

(1)男性の育児休業取得促進

- 「イクメンパパ子育て応援奨励金*」等による男性従業員の育児休業取得の促進を図ります。

(2) 男性の意識改革

- やまぐちイクメンミーティング、やまぐちイクメン表彰等によるイクメンの普及啓発の実施、また、イベント等での「妊婦体験ジャケット」、「知事妊婦体験動画」等の活用や「お父さんの育児手帳*」等により、男性の家事・育児参画に向けた理解促進を図ることで、「やまぐちイクメン維新*」を推進します。
- 新婚夫婦や企業の若手社員への「家事から始まる男女共同参画手帳*」の配布等により、男性の家事・育児参画に向けた啓発等を推進します。
- 「学校内子育てひろば*」の取組やライフプランニング教育などを通して、早い時期からの乳幼児親子と触れ合う機会を設けることで、男女が協力して家事・育児を行う大切さについて意識啓発を図ります。



知事による妊婦体験PR動画



お父さんの育児手帳



家事から始まる男女共同参画手帳

(3) 企業の意識改革

- 「やまぐち働き方改革支援センター*」によるアウトリーチ支援による働き方改革の推進や、男性が育児に参画している好事例の普及啓発等により、企業における意識改革を推進します。
- 部下の仕事と育児の両立を支援する上司（イクボス*）や「子育て」を大切にする企業文化の醸成を図ります。
- 男性が育児休業や子育てのための短時間勤務を取得することを妨げるなどの行為（いわゆる「パタニティハラスメント」）がないよう、労働局と連携した企業に対する指導の強化・徹底を行います。

<数値目標>

項目	現状（H30）	目標値（R6）
25～44歳の働く女性の割合	75.6%(H29)	80.0%(R4)
やまぐち女性の活躍推進事業者*数	90	220
「誰もが活躍できるやまぐちの企業*」認定企業数	50社(R1)	120社
育児休業取得率（男性）	4.86%	17%
「やまぐちイクメン応援企業」登録企業数	305社	540社
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	103分（H28）	増加させる

V 子どもと子育てにやさしい社会づくり

<施策の方向>

誰もが子どもを生子・育てやすい社会をつくることは、持続可能な社会保障制度の構築に向けた「未来への投資」として重要なテーマの一つです。地域・企業・団体など多様な主体により子どもと子育て家庭をやさしく包む社会づくりの推進に向けて、「やまぐち子育て連盟*」を中心に社会全体での子育て支援に取り組みます。

1 地域・企業・団体による連携

(1) やまぐち子育て連盟による取組

- 子どもや家庭に関わる機関や団体、企業等により構成される「やまぐち子育て連盟」を中心とした県民運動の取組に加え、やまぐち子ども・子育て応援コンソーシアム*による推進体制の強化、多子世帯への祝品の贈呈等を通じ、効果的な子育て支援体制等の充実や社会全体で子育てや子育て家庭を支える気運の醸成を図ります。
- 「やまぐち子育て連盟」を通じて、地域の優良な取組の紹介や、子育ての大切さの理解促進に向けた普及・啓発を推進します。
- 「やまぐち子育て連盟」の中に、民間企業からの寄附等による「やまぐち子ども・子育て応援ファンド*」を組成し、子育て支援に取り組む団体の主体的な活動を支援します。



やまぐち子ども・子育て応援ファンド交付式

(2) 企業による子育て支援の推進

- 「やまぐち子育て応援企業宣言制度*」や「やまぐちイクメン応援企業宣言制度*」等による仕事と子育ての両立に向けた職場環境づくりを促進します。
- 社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図るため、地域や企業との協働により、子育て家庭等が料金割引等のサービスを受けることができる「やまぐち子育て応援パスポート制度*」の協賛企業の募集、子育て家庭への周知等を図ります。



やまぐち子育て応援パスポート

(3) 関係機関との連携強化

- 子育てと介護に同時に直面するなど、複合的な課題に対し包括的に支援できるよう、地域における行政機関、地域子育て支援拠点*、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員*等の相互の連携強化を図ります。

2 多様な担い手による子育て支援

(1) シニアや学生などによる子育て支援

- 多様な子育て支援活動が展開されるよう、シニアや子育て経験者を活用する「子育てサポーター制度」等を活用し、世代間交流や地域間交流の促進や、地域の様々な人材

の子育て支援への参加促進を図ります。

- ・児童福祉に意欲のある学生と放課後児童クラブ*とのマッチングを図り、子育ての担い手として活用する取組を推進します。

(2)地域の活動による子育て支援

①子育て県民運動を中心とした活動

- ・やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター*等による取組の充実など、「やまぐち子育て県民運動*」の展開を通じて、親子が共に楽しめる場づくりを進めるとともに、地域の子育て関係者によるネットワークの強化を図り、地域の子育て支援の輪を広げます。
- ・子育てサークル等のネットワークの形成により、相互交流や情報交換などによる連携強化を図るとともに、子育てサークル表彰等の実施により、その活動の活性化を図ります。
- ・地域における子育てを支援する団体や子育て支援に取り組む企業等を「子育て応援団」として登録し、子育て支援に関する情報の共有化や、交流などによる活動の一層の促進等を図ります。
- ・主任児童委員*、母子保健推進員*、母親クラブ*等の子育て支援関係者の連携の強化により、子育てに不安を抱く親などへの支援を行うネットワークづくりを進めるなど、子どもや家庭をサポートするための民間の体制の整備を図ります。



母親クラブの活動

②情報提供

- ・子育てイベントや子育て支援情報などについて、子育て家庭が利用しやすいよう「やまぐち子育て支援ポータルサイト」や「やまぐち子育てゆびとまネット」等を通じた迅速かつ適切な提供に努めます。

③子育て支援施設と連携した取組

- ・保育所等を活用し、地域子育て支援拠点*の充実を図るとともに、子育てサークルや子育てボランティアの育成、多様な主体の参画による交流の場づくりなど、子育て支援の充実を図ります。
- ・保育所における育児講座の開催などを通じて、子育てに関する専門的機能を地域に開放し、地域に開かれた保育所に向けた取組を促進します。
- ・幼稚園における幼児教育相談の実施や親子登園など、地域の幼児教育のセンターとして、その施設や機能を活用した子育て支援の取組を促進します。
- ・地域の子育て支援機能を持つ認定こども園*における子育て家庭に対する相談活動や、親子の集いの場の提供などの取組を促進します。

3 子どもと子育てにやさしい風土づくり

(1)気運醸成

- ・児童福祉月間（5月）における取組や、地域の様々な団体が行うイベントへの支援な

どにより、親子のふれあいの大切さの啓発、地域の子育て関係者の交流促進等を図るとともに、社会全体で子どもや子育てを支える気運を高めます。

- 家族とのふれあいの機会の確保や絆を深める「家庭の日*」運動の推進・普及啓発に向けたポスターカレンダーの作成・配布、「家庭の日」協力事業所の登録などの青少年育成県民運動を推進する山口県青少年育成県民会議の取組を支援します。
- 安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現のために、切れ目ない妊産婦や乳幼児への保健対策など母子保健を取り巻く課題の周知を図るとともに、出産及び子育てを支える気運の醸成に努めます。



児童福祉月間（こいのぼり掲揚式）

(2) 子ども・子育てに配慮した街づくり

①子育てに配慮した住宅の確保

- 子育て世帯が安心して居住できる住環境を整備するため、ユニバーサルデザイン*の考え方にに基づき、配慮事項や整備手法等の指針となる「やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準」を通じて、子育てに配慮した住宅の普及を図ります。
- 子育てに配慮した県営住宅団地の整備を進めるとともに、子育て支援を行うことができる施設の併設等について検討します。
- 市町に対して、県の取組を情報提供し、市町営住宅等における子育てに配慮した住環境整備等の取組を促進します。

②子育てに配慮した居住環境の確保

- コンパクトなまちづくりモデル事業を通じて、子育て世代等が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。
- 住まいの近くへの子育て支援施設の立地誘導等により、地域ぐるみで子どもを育む環境の整備に取り組み、子育て世帯の支援に資する施設等の地域の拠点の形成による居住環境の再生を推進します。
- 世代間の支え合いによる子育てしやすい環境づくりに向けて、市町・企業等と連携して、三世代同居・近居の推進に取り組みます。



やまぐち三世代同居・近居ロゴマーク

③安心して外出できる環境整備

- 買い物や通学などの日常生活に必要な交通手段の確保・充実を図るとともに、子どもや妊婦が利用しやすいノンステップバス*の導入を推進します。
- 子どもや子育て中の親が快適で安心して過ごすことができるよう、県立都市公園の整備を進めるとともに、身近な市町の都市公園の整備を促進します。
- ユニバーサルデザインの観点から、子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを促進するとともに、関係機関等と連携しながら普及啓発を図ります。

- ・妊産婦や障害のある方などで歩行や乗降が困難な方が、公共施設や店舗などに設置されている身体障害者用駐車場を適正に利用できるよう、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知と理解を促進します。
- ・子ども連れの方などが安心して外出できるよう、バリアフリー施設の情報提供に努めます。

やまぐち障害者等専用駐車場



この駐車場は「やまぐち障害者等専用駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。

専用駐車場制度ステッカー

4 子どもの安全確保

(1)交通安全対策

①子どもに配慮した交通対策

- ・生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、「ゾーン30*」を整備するなど、車両の速度抑制や通過交通の排除に重点を置いた対策を実施するほか、わかりやすい道路標識等の整備、路側帯の設置・拡幅等の安全対策を実施します。
- ・幼児・児童・生徒の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進します。
- ・地域の交通ボランティアやスクールガード*等と連携して、通学路における安全行動の指導や安全点検等を実施し、通学路の安全確保を図ります。
- ・妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保を推進します。



通学路の歩道整備



キッズゾーン（未就学児の散歩コース等における交通対策の例：滋賀県大津市）

②交通安全教育の推進

- ・学校、家庭、地域社会、関係団体等が連携した通学路の安全点検・安全マップづくりや、児童生徒に対する交通安全教育を推進します。
- ・生徒の自主的な自転車安全利用の啓発等を行うサイクル・スクールリーダーの活動支援などを通じて、自転車乗車時のマナーアップを推進します。
- ・交通安全学習館における交通安全研修や交通移動教室、各警察署の交通安全教室など、参加・体験型の交通安全教育を推進します。



参加・体験・実践型交通安全教室

③普及啓発

- ・社会教育関係団体や地域活動連絡協議会等の団体活動を通じて、家庭や地域における交通安全活動を推進し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。
- ・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習会や交通安全運動等を通じて、適切な使用方法についての広報啓発活動及び着用

促進のための指導を強化します。

- ・街頭活動の強化や効果的な交通指導取締り等を通じて、悪質危険ドライバーを排除します。

(2)事故防止

①幼稚園・保育所・学校等での事故防止対策

- ・子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校施設の耐震化等の教育環境の整備に努めるとともに、学校安全3領域（防犯を含む生活安全・交通安全・災害安全）の総合的な取組を推進します。
- ・幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止のためのガイドラインや事故発生時の対応マニュアル、学校安全計画、危機管理マニュアルについて、周知・徹底し、的確な対応に努めます。

②家庭内での事故防止対策

- ・家庭内における子どもの事故防止について、母子保健事業等を活用し、保護者に周知・指導を行うとともに、建築物・公園等の施設や製品などに関する子どもの事故に係る情報提供により事故の未然防止や再発防止に努めます。

(3)防犯対策

①犯罪等の被害の防止

- ・道路や公園等の公共施設や住居の構造、防犯カメラや防犯灯などの設備の配置等について、犯罪行為の防止に配慮した環境整備を進めます。
- ・防犯の観点からの通学路の点検や、学校・地域・警察等の関係機関が連携を図りながら、危険箇所や不審者情報に関する情報共有及び迅速な対応を行います。
- ・防犯教室、防犯訓練の充実とともに、地域安全マップの作成や地域ぐるみの見守り活動の啓発・強化により、児童生徒の安全意識・能力の向上を図ります。
- ・インターネットに起因する子どもの犯罪被害等を防止するため、関係機関等と連携し、保護者へのフィルタリング*等の説明強化や啓発活動を行います。

②見守り体制の充実

- ・登下校防犯プラン*を踏まえ、県民、関係団体、市町等と連携して、地域における自主防犯意識の高揚を図るとともに、防犯パトロールや子ども見守り活動など、防犯ボランティアによる自主的な防犯活動を推進します。
- ・学校とスクールガード*の連携強化を通じた通学路等の安全確保など、地域と連携した学校安全の取組を推進します。
- ・犯罪等により被害を受けた子どもの精神的被害を軽減し、立ち直りを支援するため、関係機関・団体が連携し、被害を受けた子どもや保護者等に対するカウンセリングを実施するとともに、民間犯罪被害者支援団体ボランティア活動を支援します。
- ・「少年安全サポーター*制度」の拡充による問題事案への指導助言を強化することにより、犯罪から子どもを守る取組を推進します。



少年安全サポーターによる防犯教室

<数値目標>

項目	現状（H30）	目標値（R6）
やまぐち子育て県民運動*サポート会員登録数	435	500
「やまぐち子育て応援パスポート」協賛事業所登録数	2,148	2,200
「やまぐち子育て応援企業」登録企業数	928	1,000（R4）
「家庭の日*」協力事業所の登録数	1,002	増加させる
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設数	1,093	1,753
デマンド型乗合タクシー等導入数（累計）	43 箇所	52 箇所
ノンステップバス*導入率	74.7%（H29）	81%（R5）
県管理道路における歩道設置率	39.7%（H29）	40.8%
通学路における子どもの交通事故負傷者数（年間）	41 人 （過去5年平均）	40 人
民間犯罪被害者支援団体ボランティア数	44 人	50 人

VI 困難を有する子どもへの支援

<施策の方向>

深刻化する児童虐待*問題や子どもの貧困など、本人の努力の及ばぬところで、子どもたちの有望な将来が閉ざされることがないよう、子どもと家庭を支援する取組が重要となっています。困難な環境にあったとしても、全ての子どもが、その未来を明るく切り開くために必要な支援を充実します。

1 児童虐待防止対策

(1) 子どもの権利擁護

- ・体罰や暴言等によらない子育てを推進するため、体罰や暴言等が子どもに及ぼす悪影響や体罰等によらない子育てに関する理解が社会に広まるように普及啓発活動を行います。
- ・子ども自身が児童福祉審議会へ自ら意見表明ができることについて周知を図り、子どもの権利擁護の観点から児童福祉審議会の活用を推進します。

(2) 児童虐待の発生予防・早期発見

- ・「子育て世代包括支援センター*」の機能強化を図り、妊産婦や乳幼児等の把握と妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・支援体制を整備するとともに、母子保健施策を通じた妊娠期からの虐待の発生予防・早期発見と児童虐待防止対策との連携を一層強化します。
- ・予期しない（望まない）妊娠等に関して悩みを抱える女性等に対する相談体制の整備や、子育てに困難をかかえる家庭への里親*や養子縁組制度の周知等の支援を行います。
- ・乳幼児家庭全戸訪問等を通じて、養育支援を必要とする子どもや妊産婦等の家庭状況を把握し、市町等関係機関による支援につなげるため、必要な環境整備や市町等の取組への支援を行います。
- ・要保護児童支援の関係機関職員等の専門性強化と連携強化により、子どもを守る地域のネットワークの機能強化を図ります。
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知や、DVの特性や子どもへの影響に係る啓発を行います。
- ・子育てに悩む家庭をいち早く見つけ、早期対応につなげるため、県民や企業と協働し、社会全体で児童虐待防止に取り組む環境づくりを推進します。
- ・児童虐待防止推進月間（11月）におけるオレンジリボンキャンペーンの実施等により、児童虐待の発生防止や県民の通告義務などに関する普及啓発を図ります。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。



(3) 児童虐待*発生時の迅速・的確な対応

① 児童相談所*の体制強化

- ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、ケースの組織的な管理・対応や適切なアセスメント等を可能とするため、児童福祉司、児童心理司の増員などの職員の適切な配置を図るとともに、弁護士による助言のもとで対応するための体制整備等により児童相談所の体制強化を図ります。
- ・研修等による職員の資質向上や保護者支援プログラム*の推進により、保護者へ指導及び支援を行うための専門性の確保を図ります。
- ・児童相談所の業務に対する評価の実施などにより児童相談所の体制強化等を行います。
- ・一時保護所*について、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、要保護児童に対する支援体制を充実・強化します。
- ・児童虐待による死亡事例等の重大事例が発生した場合には、原則として検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町が行う検証を支援します。

② 市町の相談支援体制の強化

- ・児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、市町要保護児童対策地域協議会*（子どもを守る地域ネットワーク）における児童相談所の助言や協議会関係者向けの研修の実施等により協議会の機能強化を図ります。
- ・子ども家庭総合支援拠点*の全市町設置に取り組み、生活する場所や年齢に関わらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた児童の自立支援まで切れ目のない支援を受けられる体制の構築を支援します。
- ・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応が図られるよう、市町職員、主任児童委員*等に対する研修を実施するとともに、実践ケース検討会の開催等を通じて、市町の児童相談体制の充実や母子保健・DV対策担当部局との連携強化を支援します。

③ 関係機関等との連携強化

- ・「福祉総合相談支援センター*」の児童等への相談支援体制を充実・強化します。
- ・医療関係者などの関係機関や市町との連携を強化するとともに、24時間365日の相談体制の確保等、児童相談所を中心とした相談機能の充実強化を図ります。
- ・児童相談所と市町との漏れのない情報の共有に取り組みます。



知事と市町長による
「児童虐待防止に向けた共同宣言」

2 社会的養育の推進

(1) 社会的養育の充実

① 家庭養育優先原則

- ・「新しい社会的養育ビジョン*」の理念に基づき、児童を権利の主体として位置付ける

とともに、家庭養育優先原則の実現に向けて、以下の取組を推進するとともに、別途定める「山口県社会的養育推進計画*」を確実に実行します。

②里親委託の推進

- ・里親養育支援体制の強化を図るため、里親*への支援の充実、里親の担い手の育成・確保を推進するとともに、里親制度*や養子縁組に関する普及啓発を行います。
- ・里親のリクルートから里親家庭と児童のマッチング、委託後の支援までを行う里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）*の設置により、里親委託の円滑な推進を行います。

③施設の小規模・地域分散化

- ・児童養護施設*等においても、家庭的な環境での養護が図られるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や親子関係改善のための通所指導に取り組むといった多機能化・高機能化に向けた支援を行います。

(2)自立支援の充実

- ・社会的養護*で育った子どもが、社会において自立していけるように、施設等における支援体制を整備するとともに、施設退所者等については、自立援助ホーム*の活用等により社会的に自立できるように支援を充実します。

3 子どもの貧困対策

(1)総合的な貧困対策の推進

①貧困対策計画の推進

- ・子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「山口県子どもの貧困対策推進計画*」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

②教育の支援

- ・学校をプラットホームとして、学校教育の充実、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*の配置拡充による教育相談体制の整備、放課後等における学習の場の充実を図ります。
- ・義務教育段階の就学支援の充実、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金など、低所得家庭に対する教育費負担軽減施策の充実・強化を図ります。

③子どもの居場所の確保

- ・地域の子どもたちの居場所となる「子ども食堂*」の取組を全県に拡大し、支援を必要とする子ども・家庭の早期把握や適切な支援の提供が進むよう、「子ども食堂」の開設・運営のサポート体制を整備します。
- ・子どもの生活・学習支援事業などの子どもの居場所づくり*を推進する市町に対して支援を充実します。
- ・子どもが安心して有意義に過ごすことができるよう、児童館*や子育て支援のための拠点施設等の整備を促進するとともに、活動内容の充実を図ります。



山口県子ども食堂・子どもの居場所
ネットワーク 発足式

- ・地域住民の参画を得て、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもの放課後の安全で健やかな居場所づくりを進めるとともに、放課後子ども教室*と放課後児童クラブ*の内容充実と連携促進を図ります。

4 ひとり親家庭への支援

(1)ひとり親家庭の自立支援

①生活支援

- ・母子・父子自立支援員*の配置をはじめ、身近なところでひとり親家庭に対する様々な相談や支援策を情報提供できる体制づくりを進めます。
- ・ひとり親家庭が一時的に子育てや生活への支援が必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣等により、家事、介護、保育サービス等の支援を行います。
- ・ひとり親家庭の生活指導を強化するため、児童の養育や健康づくりなどに関する生活支援講習会等の内容の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭の父又は母及び当該家庭の児童等が安心して必要な医療を受けられるよう、医療費の自己負担分について助成します。
- ・ひとり親家庭の児童等の学習・進学意欲の向上や、親の教育不安の解消を図るため、学習支援を行います。

②就労支援

- ・「母子家庭等就業・自立支援センター*」において、関係機関と連携し、母子家庭の母等の就業自立に向け、就業相談から就業あっせんに至るまでの支援を充実強化します。

③経済的支援

- ・母子家庭の母等の自立に向け、国の養育費支援相談センター*と連携し、養育費の確保に向けた支援を行います。
- ・ひとり親家庭の経済的自立に向けて、母子父子寡婦福祉資金*貸付制度に関する情報提供を積極的に実施し、利用促進を図ります。

<数値目標>

項目	現状（H30）	目標値（R6）
里親委託率	20.4%	33.3%
子ども家庭総合支援拠点*の設置市町数	4市町	19市町
「子どもの居場所づくり*」実施市町数	3市	5市町以上
「子ども食堂*」箇所数	27箇所	100箇所以上

第5章 教育・保育の確保方策等

子ども・子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容や、認定こども園*の設置目標、教育・保育の提供に必要な保育士等の見込数などを定めます。

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育が提供されるよう、市町と連携し、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

(1) 幼児期の学校教育・保育の種類

特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項に規定する市町の確認を受けた教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所
特定地域型保育事業	法第29条第1項に規定する市町の確認を受けた事業者が行う地域型保育事業*	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育 ・小規模保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育

(2) 教育・保育の提供区域

幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策について定める単位として教育・保育の提供区域（以下「県区域」という。）を定めます。

この県区域は、市町が市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町計画」という。）において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町における広域利用の実態も踏まえ、市町を1つの単位として設定します。

(3) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

区 分		量の見込みの内容	確保方策の内容
1号	法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（3～5歳、幼児期の学校教育のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）
2号	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（3～5歳、保育の必要性あり）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設

3号	法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (0～2歳、保育の必要性あり)	<ul style="list-style-type: none"> 年齢区分ごとの特定教育・保育施設(認定こども園*及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)
----	---	--	--

○県区域における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策

《県・計》 ※県区域ごとの量の見込みと確保方策は、5章末に掲載。(単位：人)

県・計		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	11,565	18,492	2,356	9,099	11,138	18,078	2,331	9,036	10,545	17,346	2,291	9,134
②確保方策	特定教育・保育施設	11,031	17,962	2,380	8,950	10,798	18,091	2,309	9,128	10,591	17,960	2,353	9,280
	確認を受けない幼稚園	3,697	0	0	0	3,699	0	0	0	3,449	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	159	377	0	0	177	416	0	0	203	473
	幼稚園+預かり保育(※1)	299	1,890	0	0	292	1,881	0	0	285	1,894	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	55	54	146	0	55	54	146	0	55	54	146
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		15,027	19,907	2,593	9,473	14,789	20,027	2,540	9,690	14,325	19,909	2,610	9,899
②-①		3,462	1,415	237	374	3,651	1,949	209	654	3,780	2,563	319	765

県・計		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	10,156	16,921	2,260	9,131	9,814	16,595	2,226	9,120
②確保方策	特定教育・保育施設	10,590	17,926	2,355	9,292	10,575	17,928	2,353	9,291
	確認を受けない幼稚園	3,462	0	0	0	3,467	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	203	473	0	0	203	473
	幼稚園+預かり保育(※1)	285	1,876	0	0	286	1,855	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	55	54	146	0	55	54	146
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		14,337	19,857	2,612	9,911	14,328	19,838	2,610	9,910
②-①		4,181	2,936	352	780	4,514	3,243	384	790

(※1) 保育を必要とする子ども(3歳児以上)の預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合。

(※2) 地域枠について、市町の利用者支援の対象としたものに限る。

2 認定こども園*の設置目標

県は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(1) 県区域ごとの目標設置数、設置時期

幼稚園や保育所の認定こども園への移行に関する意向や、教育・保育の実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

①基本的な考え方

- 市町において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容を設定されていることから、原則、市町が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。
- 施設の移行希望がなく、市町においても認定こども園の設置を見込んでいない県区域のうち、教育・保育施設が保育所しかない区域については、住民の幼児期の学校教育に対するニーズに応える必要があることから、1カ所の目標設置数を設定します。

②県区域ごとの目標設置数等（令和2年度～令和6年度）

区域名	目標設置数	区域名	目標設置数
下関市	5カ所	美祢市	0カ所
宇部市	1カ所	周南市	6カ所
山口市	5カ所	山陽小野田市	0カ所
萩市	0カ所	周防大島町	1カ所
防府市	2カ所	和木町	0カ所
下松市	3カ所	上関町	1カ所
岩国市	5カ所	田布施町	0カ所
光市	0カ所	平生町	1カ所
長門市	0カ所	阿武町	1カ所
柳井市	0カ所		

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2の「都道府県計画で定める数」

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、保育所や認定こども園の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可等をしないことができるとされています。

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可等の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、下記の「都道府県計画で定める数」を加え

た数に達するまでは認可・認定を行うこととされています。

この「都道府県計画で定める数」は、各施設の認定こども園への移行に関する意向、教育・保育の実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

①基本的な考え方

- 市町において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の供給体制の確保の内容に見込んでいることから、県としては、市町が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。
- 市町が供給体制の確保の内容に認定こども園を見込んでいないが、県が目標設置数を設定した県区域については、需給バランスも考慮しながら、既存施設が認定こども園へ移行するために最低限必要と考えられる数を設定します。

②県区域ごとの「都道府県計画で定める数」

区域名	計画で定める数 (保育所からの移行分として1号区分に設定)	数の設定の考え方
周防大島町	5人	・住民の幼児期の学校教育に対するニーズに対応する必要があるため、市町計画の教育に係る量の見込みに相当する人数を設定
上関町	5人	
阿武町	5人	

3 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士等の確保が必要であることから、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの必要見込み数を定めます。

なお、算出の過程で、厚生労働省「社会福祉施設等調査」の調査票情報を利用しました。

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育教諭※	979人	1,057人	1,108人	1,108人	1,108人
保育士	4,069人	4,069人	4,120人	4,123人	4,121人
幼稚園教諭	630人	612人	579人	579人	578人

※保育教諭には、認定こども園*で働く保育士又は幼稚園教諭のみの資格者も含む

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町との連携

市町による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認等において、その所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立ち入り監査への同行などを行い、市町との連携推進を図ります。

<県区域ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策>

①下関市区域

(単位：人)

下関市区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	1,922	3,506	405	1,646	1,774	3,430	399	1,665	1,639	3,344	393	1,678
②確保方策	特定教育・保育施設	1,511	3,510	468	1,710	1,518	3,510	468	1,710	1,525	3,510	468	1,710
	確認を受けない幼稚園	580	0	0	0	580	0	0	0	580	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	299	0	0	0	292	0	0	0	285	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		2,390	3,510	468	1,710	2,390	3,510	468	1,710	2,390	3,510	468	1,710
②-①		468	4	63	64	616	80	69	45	751	166	75	32

下関市区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	1,535	3,333	386	1,691	1,450	3,360	381	1,706
②確保方策	特定教育・保育施設	1,525	3,510	468	1,710	1,524	3,510	468	1,710
	確認を受けない幼稚園	580	0	0	0	580	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	285	0	0	0	286	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		2,390	3,510	468	1,710	2,390	3,510	468	1,710
②-①		855	177	82	19	940	150	87	4

②宇部市区域

(単位：人)

宇部市区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,723	2,182	344	926	1,690	2,098	339	896	1,630	1,995	332	897
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	271	1,625	278	889	271	1,625	281	896	271	1,625	281	896
	確認を受け ない幼稚園	1,467	0	0	0	1,467	0	0	0	1,467	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	29	84	0	0	29	84	0	0	29	84
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	723	0	0	0	723	0	0	0	723	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	18	16	49	0	18	16	49	0	18	16	49
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		1,738	2,366	323	1,022	1,738	2,366	326	1,029	1,738	2,366	326
②-①		15	184	▲21	96	48	268	▲13	133	108	371	▲6	132

宇部市区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,594	1,910	326	882	1,584	1,847	320	866
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	271	1,625	281	896	271	1,625	281	896
	確認を受け ない幼稚園	1,467	0	0	0	1,467	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	29	84	0	0	29	84
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	723	0	0	0	723	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	18	16	49	0	18	16	49
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		1,738	2,366	326	1,029	1,738	2,366	326
②-①		144	456	0	147	154	519	6	163

③山口市区域

(単位：人)

山口市区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,510	3,172	334	1,379	1,470	3,078	327	1,455	1,405	2,938	319	1,562
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,869	2,503	358	1,321	1,778	2,562	327	1,391	1,810	2,740	319	1,550
	確認を受け ない幼稚園	927	0	0	0	931	0	0	0	681	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	51	123	0	0	69	162	0	0	80	187
	幼稚園+預かり保育(※ 1)	0	463	0	0	0	461	0	0	0	442	0	0
	企業主導型保育施設(※ 2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		2,796	2,966	409	1,444	2,709	3,023	396	1,553	2,491	3,182	399	1,737
②-①		1,286	▲ 206	75	65	1,239	▲ 55	69	98	1,086	244	80	175

山口市区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,354	2,833	320	1,632	1,329	2,782	318	1,702
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,811	2,740	320	1,549	1,817	2,740	318	1,551
	確認を受け ない幼稚園	694	0	0	0	699	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	80	187	0	0	80	187
	幼稚園+預かり保育(※ 1)	0	432	0	0	0	421	0	0
	企業主導型保育施設(※ 2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		2,505	3,172	400	1,736	2,516	3,161	398	1,738
②-①		1,151	339	80	104	1,187	379	80	36

④萩市区域

(単位：人)

萩市区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	124	586	86	294	124	583	81	278	113	534	78	262
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	175	822	83	323	175	822	83	323	175	822	83	323
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	7	11	0	0	7	11	0	0	7	11
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		175	822	90	334	175	822	90	334	175	822	90	334
②-①		51	236	4	40	51	239	9	56	62	288	12	72

萩市区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	108	508	74	250	102	480	70	239
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	175	822	83	323	175	822	83	323
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	7	11	0	0	7	11
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		175	822	90	334	175	822	90	334
②-①		67	314	16	84	73	342	20	95

⑤防府市区域

(単位：人)

防府市区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	1,126	1,775	134	943	1,109	1,822	138	899	1,007	1,778	141	908
②確保方策	特定教育・保育施設	1,423	1,433	207	803	1,363	1,493	147	863	1,363	1,493	142	868
	確認を受けない幼稚園	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	17	40	0	0	17	40	0	0	17	40
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	332	0	0	0	332	0	0	0	332	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,428	1,765	224	843	1,363	1,825	164	903	1,363	1,825	159	908
②-①		302	▲ 10	90	▲ 100	254	3	26	4	356	47	18	0

防府市区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	949	1,776	144	890	875	1,753	147	874
②確保方策	特定教育・保育施設	1,363	1,493	142	868	1,363	1,493	142	868
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	17	40	0	0	17	40
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	332	0	0	0	332	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,363	1,825	159	908	1,363	1,825	159	908
②-①		414	49	15	18	488	72	12	34

⑥下松市区域

(単位：人)

下松市区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	840	669	117	472	833	664	120	465	824	657	118	460
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	840	705	84	345	840	705	87	351	840	695	87	351
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	15	42	0	0	15	42	0	0	21	55
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	9	33	0	0	9	33	0	0	9	33
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		840	705	108	420	840	705	111	426	840	695	117	439
②-①		0	36	▲9	▲52	7	41	▲9	▲39	16	38	▲1	▲21

下松市区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	812	648	116	454	777	623	109	438
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	840	684	90	363	800	684	90	363
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	21	55	0	0	21	55
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	9	33	0	0	9	33
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		840	684	120	451	800	684	120	451
②-①		28	36	4	▲3	23	61	11	13

⑦岩国市区域

(単位：人)

岩国市区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	1,235	1,652	268	802	1,194	1,599	261	779	1,119	1,500	256	772
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,336	2,067	226	898	1,336	2,067	226	898	1,253	1,815	275	854
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	8	15	0	0	8	15	0	0	11	21
	幼稚園+預かり保育(※ 1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※ 2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,336	2,067	234	913	1,336	2,067	234	913	1,253	1,815	286	875
②-①		101	415	▲ 34	111	142	468	▲ 27	134	134	315	30	103

岩国市区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	1,099	1,473	250	755	1,067	1,433	244	736
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,253	1,815	275	854	1,253	1,815	275	854
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	11	21	0	0	11	21
	幼稚園+預かり保育(※ 1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※ 2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,253	1,815	286	875	1,253	1,815	286	875
②-①		154	342	36	120	186	382	42	139

⑧光市区域

(単位：人)

光市区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	363	678	96	370	355	664	94	375	347	648	92	369
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	365	823	111	407	365	823	111	407	365	823	111	407
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※ 1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※ 2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		365	823	111	407	365	823	111	407	365	823	111	407
②-①		2	145	15	37	10	159	17	32	18	175	19	38

光市区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	329	615	90	364	327	612	89	361
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	365	823	111	407	365	823	111	407
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※ 1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※ 2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		365	823	111	407	365	823	111	407
②-①		36	208	21	43	38	211	22	46

⑨長門市区域

(単位：人)

長門市区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	196	347	53	234	186	329	51	227	173	307	48	217
②確保方策	特定教育・保育施設	275	440	51	230	275	440	51	230	275	440	51	230
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		275	440	51	230	275	440	51	230	275	440	51	230
②-①		79	93	▲2	▲4	89	111	0	3	102	133	3	13

長門市区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	168	296	46	206	162	287	44	197
②確保方策	特定教育・保育施設	275	440	51	230	275	440	51	230
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		275	440	51	230	275	440	51	230
②-①		107	144	5	24	113	153	7	33

⑩柳井市区域

(単位：人)

柳井市区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	138	413	21	209	134	401	21	202	130	389	20	210
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	150	452	41	217	150	452	41	217	150	452	41	217
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		150	452	41	217	150	452	41	217	150	452	41	217
②-①		12	39	20	8	16	51	20	15	20	63	21	7

柳井市区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	123	369	19	211	116	347	19	211
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	150	452	41	217	150	452	41	217
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		150	452	41	217	150	452	41	217
②-①		27	83	22	6	34	105	22	6

⑪美祢市区域

(単位：人)

美祢市区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	65	266	60	153	61	251	57	137	57	236	53	130
②確保方策	特定教育・保育施設	75	458	59	183	75	458	59	183	75	458	59	183
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		75	458	59	183	75	458	59	183	75	458	59	183
②-①		10	192	▲1	30	14	207	2	46	18	222	6	53

美祢市区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	55	227	51	124	51	208	49	117
②確保方策	特定教育・保育施設	75	458	59	183	75	458	59	183
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		75	458	59	183	75	458	59	183
②-①		20	231	8	59	24	250	10	66

⑫周南市区域

(単位：人)

周南市区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,387	1,708	145	829	1,344	1,678	149	841	1,270	1,594	153	870
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	2,009	1,448	171	774	1,943	1,469	177	816	1,781	1,534	185	878
	確認を受け ない幼稚園	323	0	0	0	326	0	0	0	326	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	32	62	0	0	32	62	0	0	38	75
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	372	0	0	0	365	0	0	0	397	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	37	20	40	0	37	20	40	0	37	20	40
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		2,332	1,857	223	876	2,269	1,871	229	918	2,107	1,968	243	993
②-①		945	149	78	47	925	193	80	77	837	374	90	123

周南市区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,238	1,558	158	886	1,199	1,512	162	903
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,789	1,534	185	878	1,799	1,534	185	878
	確認を受け ない幼稚園	326	0	0	0	326	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	38	75	0	0	38	75
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	389	0	0	0	379	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	37	20	40	0	37	20	40
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		2,115	1,960	243	993	2,125	1,950	243	993
②-①		877	402	85	107	926	438	81	90

⑬山陽小野田市区域

(単位：人)

山陽小野田市区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	616	856	202	498	588	817	196	478	569	791	191	465
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	345	968	151	478	345	968	151	478	345	892	153	458
	確認を受け ない幼稚園	395	0	0	0	395	0	0	0	395	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	9	24	0	0	9	24	0	0	9	24
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		740	968	160	502	740	968	160	502	740	892	162	482
②-①		124	112	▲42	4	152	151	▲36	24	171	101	▲29	17

山陽小野田市区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	559	777	185	451	539	748	180	438
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	345	892	153	458	345	892	153	458
	確認を受け ない幼稚園	395	0	0	0	395	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	9	24	0	0	9	24
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		740	892	162	482	740	892	162	482
②-①		181	115	▲23	31	201	144	▲18	44

⑭周防大島町区域

(単位：人)

周防大島町区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	4	162	23	92	4	162	22	81	3	146	21	78
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	4	162	23	92	4	162	22	81	3	146	21	78
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		4	162	23	92	4	162	22	81	3	146	21	78
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

周防大島町区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	3	148	20	74	3	134	19	71
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	3	148	20	74	3	134	19	71
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		3	148	20	74	3	134	19	71
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0

⑮和木町区域

(単位：人)

和木町区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	123	116	17	61	100	114	17	61	100	114	17	61
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	123	116	17	61	100	114	17	61	100	114	17	61
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		123	116	17	61	100	114	17	61	100	114	17	61
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

和木町区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	90	101	17	61	100	113	17	61
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	90	101	17	61	100	113	17	61
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		90	101	17	61	100	113	17	61
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0

⑩上関町区域

(単位：人)

上関町区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	0	30	4	16	0	30	4	16	0	30	4	16
②確保方策	特定教育・保育施設	0	29	5	16	0	26	5	16	0	26	4	16
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	29	5	16	0	26	5	16	0	26	4	16
②-①		0	▲1	1	0	0	▲4	1	0	0	▲4	0	0

上関町区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	0	30	4	16	0	30	4	16
②確保方策	特定教育・保育施設	0	26	4	15	0	30	4	16
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	26	4	15	0	30	4	16
②-①		0	▲4	0	▲1	0	0	0	0

⑰田布施町区域

(単位：人)

田布施町区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	122	181	28	80	109	171	31	83	107	175	31	84
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	180	204	28	108	180	204	31	105	180	204	31	105
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※ 1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※ 2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		180	204	28	108	180	204	31	105	180	204	31	105
②-①		58	23	0	28	71	33	0	22	73	29	0	21

田布施町区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	96	164	30	85	94	170	31	86
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	180	204	30	106	180	204	31	105
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※ 1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※ 2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		180	204	30	106	180	204	31	105
②-①		84	40	0	21	86	34	0	19

⑱平生町区域

(単位：人)

平生町区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	71	151	15	81	63	151	14	77	52	139	14	81
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	80	155	15	81	80	155	15	81	80	140	15	81
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		80	155	15	81	80	155	15	81	80	140	15	81
②-①		9	4	0	0	17	4	1	4	28	1	1	0

平生町区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	44	131	14	79	39	132	13	78
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	80	135	15	80	80	135	15	80
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		80	135	15	80	80	135	15	80
②-①		36	4	1	1	41	3	2	2

⑱阿武町区域

(単位：人)

阿武町区域		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	0	42	4	14	0	36	10	21	0	31	10	14
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	42	4	14	0	36	10	21	0	31	10	14
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※ 1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※ 2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	42	4	14	0	36	10	21	0	31	10	14
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

阿武町区域		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	0	24	10	20	0	24	10	20
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	24	10	20	0	24	10	20
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園+預かり保育(※ 1)	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(※ 2)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	24	10	20	0	24	10	20
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0

(※1)保育を必要とする子ども（3歳児以上）の預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合。

(※2)地域枠について、市町村の利用者支援の対象としたものに限る。

第6章 計画の推進

「みんなで子育て応援山口県」の実現に向けた施策の着実な推進を図るため、市町をはじめ、県民、事業者、関係団体等と相互に連携・協力するとともに、毎年度、計画の進捗状況を点検し、適切な進行管理を行います。

1 計画の推進体制

(1) 県民の役割

- ・県民は、子育て支援・少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県の施策に協力することが求められます。
- ・父母その他の保護者は、子育ての第一義的責任を有するとの認識の下、家庭で子どもに生活習慣を身に付けさせて、子どもを健やかに育てるよう努めることが求められます。
- ・親同士の交流や地域のネットワークづくり等を通じ、地域全体での子育ての支え合いを行うことが大切です。

(2) 事業者の役割等

- ・仕事と子育ての両立に向け、労働時間の短縮や休暇制度の充実等、必要な雇用環境を整備するための「一般事業主行動計画*」を策定・実施するとともに、「やまぐち子育て連盟*」の取組等を踏まえ、「やまぐち子育て応援企業宣言制度*」や「やまぐち子育て応援パスポート制度*」等への積極的な参加に努めることが期待されます。
- ・子育てしやすい職場づくりのために、子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の相互理解の促進に配慮することが必要です。
- ・計画の推進に当たっては、事業者や民間団体等の理解と協力を得ながら、相互に密接に連携し、協働して取り組むことが重要です。

(3) 国、市町との連携等

- ・子育て支援・少子化対策は、国の制度等と密接に関連していることから、今後の国の動向に十分留意しながら、この計画の期間中に県が実施する施策に、国の対策を反映させていきます。また、国に対して施策や財源措置の充実等について、必要な働きかけを行います。
- ・子どもや子育て支援に関する施策の主な実施主体である市町との連携を一層強化し、行動計画の策定に当たっては相互にその整合性を図るなど、一体となってこの計画

の着実な推進を図ります。

(4) 庁内の推進体制

- 子育て支援・少子化対策については、教育・保育や母子保健など各分野にわたる広範な施策が含まれることから、効果的かつ着実に施策を推進するため、関係部局間の緊密な連携を図ります。

2 計画の点検・評価

本計画を着実に推進するため、毎年度、計画の進捗状況の点検、評価を行い、実効性のある施策展開を図ります。

- 計画の実効性を確保する観点から、年次報告書の作成・公表や数値目標の進行管理等を通じ、毎年度、計画の進捗状況の点検・評価を行います。
- こうした点検・評価の結果を踏まえ、計画を達成する上での課題等について、「山口県子育て文化審議会」等において、関係者の意見を聴きながら、計画達成に向けた適切な対応を図ります。

資料編

<数値目標一覧>

1 結婚の希望を叶えるための支援

項目	現状（H30）	目標値（R6）
やまぐち結婚応援センターの引き合わせ実施数（累計）	5,139件	14,000件
学校内子育てひろばの設置校数	65校（R1）	75校

2 妊娠・出産の希望を叶えるための支援

項目	現状（H30）	目標値（R6）
妊娠11週以下での妊娠の届出率	94.8%（H29）	増やす（R4）
十代の人工妊娠中絶実施率	5.1%（H29）	減らす（R4）
十代の性感染症罹患数（1定点当たりの報告数）	4.2（H29）	減らす
1歳6か月までの麻疹・風疹ワクチン予防接種率	87.6%（H29）	95.0%
3歳児におけるう歯のない人の割合	81.6%（H29）	90%（R4）
乳幼児健康診査の受診率	1か月 96.7% 3か月 98.4% 7か月 97.1% 1歳6か月 97.4% 3歳 95.8% （H29）	増やす（R4）
周産期死亡率（出産対千）	山口県平均 4.0 全国平均 3.9 （H20年からH29年の10年間の平均）	全国平均以下 （H26年からR5年の10年間の平均）
出生に対する低出生体重児の割合	9.4%	減らす

3 安心して子育てできる環境づくり

項目	現状（H30）	目標値（R6）
利用者支援（市町数）	15市町	19市町
延長保育	254箇所	289箇所
病児保育	32箇所	38箇所
まちかどネウボラ認定数	51箇所	100箇所
子育て短期支援（ショートステイ）（市町数）	15市町	19市町
子育て短期支援（トワイライトステイ）（市町数）	10市町	19市町
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	96.0%	100%
幼稚園での一時預かり	96箇所	112箇所
保育所等利用待機児童数	36人	0人

3 安心して子育てできる環境づくり

項目	現状（H30）	目標値（R6）	
放課後児童クラブ待機児童数	430人	0人	
小児科医師数（小児人口10万人当たり）	山口県平均 112.4 全国平均 112.4	全国平均以上	
小児救急医療電話相談事業の相談件数（年間）	10,781件	12,000件	
スマートフォン等の使い方について、家庭での約束がない児童生徒の割合	小学校	15.3%	減少させる
	中学校	23.4%	減少させる
勉強が「好き」「どちらかといえば好き」である児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校	66.7%	増加させる(R4)
	中学校	66.8%	増加させる(R4)
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校	87.1%	増加させる(R4)
	中学校	74.3%	増加させる(R4)
県立高校等におけるコミュニティ・スクール導入校の割合	31.5%（H29）	100%(R4)	
コミュニティ・スクールを導入し、地域や大学・企業等と連携して学校・地域の課題解決に取り組んだ県立高校等の割合	62.3%	100%	
近隣の小・中・高等学校等のコミュニティ・スクールと連携した取組を実施した総合支援学校数	6校	12校(R4)	
やまぐち型家庭教育支援チームを設置している中学校区の割合	0%	全中学校区の50%以上(R4)	
地域協育ネットコーディネーター養成講座受講者数（累計）	1,114人	1,850人	
企業等での家庭教育出前講座の受講者数（累計）	10,297人	12,200人	
おやじの会の団体数	204	増加させる	
学校芸術文化ふれあい事業を活用して、舞台芸術を鑑賞した公立小・中学校の割合（年間）	36.3%	維持・向上させる(R4)	
公認スポーツ指導者数	447人	増加させる	
総合型地域スポーツクラブの設置数	50	80	
毎日朝食を摂っている児童生徒の割合	小学校	89.7%	増加させる
	中学校	87.8%	増加させる
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点（体力8項目の結果をそれぞれ10点満点で得点化した合計点）の県平均点（公立小・中学校）	小5男	53.1	増加させる
	小5女	54.7	
	中2男	41.3	
	中2女	50.0	
青少年国際交流事業参加者数（累計）	839人	969人	

3 安心して子育てできる環境づくり

項目	現状（H30）	目標値（R6）	
高校生の就職決定率	99.1%	100%に近づける (R4)	
高校在学中に、体験的キャリア教育（インターンシップ、大学・企業訪問等）を行った生徒の割合	—	100%(R4)	
総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率	94.6%	100%に近づける	
いじめの解消率（公立小・中・高等学校・総合支援学校）	98.3%	100%に近づける	
千人当たりの不登校児童生徒数 （公立小・中・高等学校）	小・中学校	14.6人	減少させる
	高等学校	6.1人	減少させる

4 働き方改革の推進

項目	現状（H30）	目標値（R6）
25～44歳の働く女性の割合	75.6%(H29)	80.0%(R4)
やまぐち女性の活躍推進事業者数	90	220
「誰もが活躍できるやまぐちの企業」認定企業数	50社(R1)	120社
育児休業取得率（男性）	4.86%	17%
「やまぐちイクメン応援企業」登録企業数	305社	540社
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	103分（H28）	増加させる

5 子どもと子育てにやさしい社会づくり

項目	現状（H30）	目標値（R6）
やまぐち子育て県民運動サポート会員登録数	435	500
「やまぐち子育て応援パスポート」協賛事業所登録数	2,148	2,200
「やまぐち子育て応援企業」登録企業数	928	1,000(R4)
「家庭の日」協力事業所の登録数	1,002	増加させる
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設数	1,093	1,753
デマンド型乗合タクシー等導入数（累計）	43箇所	52箇所
ノンステップバス導入率	74.7%(H29)	81%(R5)
県管理道路における歩道設置率	39.7%(H29)	40.8%
通学路における子どもの交通事故負傷者数（年間）	41人 （過去5年平均）	40人
民間犯罪被害者支援団体ボランティア数	44人	50人

6 困難を有する子どもへの支援

項目	現状（H30）	目標値（R6）
里親委託率	20.4%	33.3%
子ども家庭総合支援拠点の設置市町数	4市町	19市町
「子どもの居場所づくり」実施市町数	3市	5市町以上
「子ども食堂」箇所数	27箇所	100箇所以上

子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例

平成 19 年山口県条例第 46 号

豊かな自然と多様な文化に恵まれた山口県で、次代の社会を担うすべての子どもが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、私たち山口県民の願いである。

一方、急速な少子化の進行は、家族の構成や雇用形態の変化と相まって、山口県の将来に対して、子どもを育成する環境の悪化、地域の活力の低下等の県民生活の全般にわたる深刻な影響をもたらすことが懸念される。

こうした状況に歯止めをかけ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、これを構成するすべての人が、それぞれの責任と役割を果たして、結婚、出産及び子育てに対する不安の軽減、職業生活と家庭生活との両立を妨げている諸要因の解消等を図ることが重要である。

ここに、私たちは、子どもや子育てを社会全体で愛情を持ってやさしく見守り、かつ、支えることができる社会を実現するために共に力を合わせて取り組んでいくことを決意し、そのような取組の積み重ねが、やがて風土や住みよさとして、親から子へ、子から孫へと受け継がれていくことにより、山口県らしい子育ての文化が創造されることを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子育て支援・少子化対策について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援・少子化対策を総合的に推進し、もって子育てに関する豊かな文化の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子育て支援・少子化対策」とは、県民が安心して子どもを生み、誇りと喜びを感じながら子どもを育て、及び子どもの成長を愛情をもってやさしく支えることができる社会を実現するために行われる取組をいう。

(基本理念)

第3条 子育て支援・少子化対策は、子どもの権利が尊重されること及び子どもの利益が考慮されることを旨として、推進されなければならない。

2 子育て支援・少子化対策は、子どもの成長の程度に応じて、その意見が適切に反映され、及びその主体的な取組が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

3 子育て支援・少子化対策は、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場(以下「社会全体」という。)において、これを構成するすべての者が相互に子育てを支援することを旨として、推進されなければならない。

4 子育て支援・少子化対策は、子どもを生み、育てる者がひとしく支援を受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 子育て支援・少子化対策は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

6 子育て支援・少子化対策は、これまでの地域における取組の成果を有効に活用して、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第5条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、子育て支援・少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。

2 父母その他の保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、かつ、自らが子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもに対し生活のために必要な習慣を身に付けさせて、子どもを健やかに育てるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、前項の規定により雇用環境を整備するに当たっては、職場における慣行、職場の雰囲気その他の労働者の意識に起因する事情により子育てについて支援する制度の活用が妨げられることのないよう、職場における労働者の間の相互理解の促進に特に配慮しなければならない。

(社会全体における県民等の連携及び協力)

第8条 県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)は、社会全体において子育て支援・少子化対策を推進するに当たっては、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(県民運動)

第9条 県民等は、子育て支援・少子化対策が地域の特性を生かして行われるようにし、かつ、社会全体において子どもの成長及び子育てを支える気運の醸成を図るための活動(以下「県民運動」という。)を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民運動が促進されるように、学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭の日)

第10条 県民は、毎月第3日曜日を標準として、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族と触れ合い、その他家族のきずなを深めるための取組をするよう努めるものとする。

2 事業者又は県民若しくは事業者の組織する民間の団体は、毎月第3日曜日を標準として、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、前項の規定による取組を支援する取組をするよう努めるものとする。

3 県は、毎年、期間を定めて、家庭の日(前二項の規定により県民等が定める日をいう。)の趣旨について啓発活動を行うものとする。

(基本的施策)

第11条 県は、子育て支援・少子化対策の推進に資するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 社会を構成するすべての者が結婚、出産及び子育てを支える気運を醸成すること。
- 二 子どもの心身の成長過程に応じた保健医療サービスの充実及び家庭における健康の増進を図ること。
- 三 子どもを生み、育てる者の負担の軽減を図ること。
- 四 子どもに社会生活の基礎となる学力を身に付けさせるとともに、子どもの豊かな心及び健やかな身体をはぐくむこと。
- 五 職業生活と家庭生活との両立を支援すること。
- 六 地域において子育てを支援する体制及び住宅、公園その他の生活環境を整備すること。
- 七 市町及び県民等と共同して子どもの安全の確保及び健全な育成を図ること。

(計画の策定等)

第12条 知事は、前条に定める施策その他の子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子育て支援・少子化対策の推進に関する計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 子育て支援・少子化対策の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 子育て支援・少子化対策の推進に関する目標
- 三 子育て支援・少子化対策の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前3号に掲げるもののほか、子育て支援・少子化対策の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県子育て文化審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

5 知事は、計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

(事業者の報告)

第13条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境の整備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(推進体制の整備)

第14条 県は、市町及び県民等と連携しつつ、子育て支援・少子化対策に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、県議会に、子育て支援・少子化対策の推進の状況及び子育て支

援・少子化対策に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(山口県子育て文化審議会)

第 17 条 次に掲げる事務を行わせるため、審議会を置く。

- 一 子育て支援・少子化対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに子育て支援・少子化対策に関する施策についての建議に関する事務
 - 二 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 4 項各号に掲げる事務
 - 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務
- 2 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 一 学識経験のある者
 - 二 子育ての支援に関する団体を代表する者
 - 三 事業者を代表する者
 - 四 労働者を代表する者
 - 五 市町の長を代表する者
 - 六 関係行政機関の職員
- 4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 15 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項の改正規定(同項第 3 号に係る部分に限る。)は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 山口県子育て文化審議会は、第 17 条第 1 項の改正規定(同項第 3 号に係る部分に限る。)の施行の前においても、改正法附則第 9 条の規定により改正法の施行の前においても行うことができることとされた改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務を行うことができる。

山口県子育て文化審議会規則

平成 19 年山口県規則第 91 号

(趣旨)

第1条 この規則は、子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例(平成 19 年山口県条例第 46 号)第 17 条第 4 項の規定に基づき、山口県子育て文化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成 26 年規則第 11 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 27 年規則第 37 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

山口県子育て文化審議会委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名
学識経験者	山口大学経済学部	◎ 鍋 山 祥 子
	宇部フロンティア大学短期大学部	○ 伊 藤 一 統
	山口県立大学社会福祉学部	横 山 順 一
	特定非営利活動法人もりのこえん	井出崎 小百合
関係団体	(一財)山口県保育協会	兒 玉 好 美
	(公財)山口県私立幼稚園協会	兼 安 哲
	山口県地域活動連絡協議会	安 光 真裕美
	山口県母子保健推進協議会	百 衣 万里子
	山口県PTA連合会	前 田 亜 樹
	(社福)山口県社会福祉協議会	大 倉 福 恵
	(一社)山口県医師会	藤 本 俊 文
	子育て県民運動地域推進協議会	杉 山 美 羽
事業者代表	山口県経営者協会	國 分 辰 男
労働者代表	(一社)山口県労働者福祉協議会	古 都 昇
公募委員		岡 崎 啓 子
		松 本 睦

◎会長 ○副会長

<用語解説>

A～Z

●AFPY（アフピー）【P21】

「Adventure Friendship Program in Yamaguchi」の略。他者とかかわり合う活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学び合う、山口県独自の体験学習法のこと。

●SNS【P18, 22】

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。

あ行

●新しい社会的養育ビジョン【P34】

2016（平成 28）年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されたことから、この改正法の理念を具体化するため、有識者による検討会でとりまとめられたもの。

●預かり保育【P15】

幼稚園（公立・私立）において、教育時間の前後や長期休業中などに、園児を対象に実施する保育

●イクボス【P24, 26】

部下のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司をいう。

●イクメンパパ子育て応援奨励金【P25】

企業等における男性の育児休業取得を促進するため、「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」に基づく登録を受けた企業（常時雇用者 300 人以下のものに限る。）に従事する男性従業員が育児休業を取得した場合に、当該企業に奨励金を支給する制度。
2015（平成 27）年 4 月制度創設。

●一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）【P24, 60】

2005（平成 17）年 4 月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業が、子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備などの取組を行うために策定する計画。現在、常時雇用する労働者が 101 人以上の企業に策定が義務付けられ、その他の企業は努力義務となっている。

他に、2016（平成 28）年 4 月に施行された「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画もある。

●一時預かり【P15, 22】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うもの。

●一時保護所【P34】

児童福祉法第 12 条の 4 に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連

携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設のこと。

●医療的ケア児【P16, 17】

医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児のこと。

●インクルーシブ教育システム【P20】

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

●インターンシップ【P21, 23】

大学生や高校生などが働くことに関する理解を深めるため、在学中に、企業等で一定期間、就業体験を行うこと。

●運動メニュー【P19】

専門家や関係機関と連携し、スポーツ医・科学に基づき作成した運動例。

●お父さんの育児手帳【P26】

男性の育児参加に対する意識を高め、育児参加を促し、誰もが安心して生み育てられる環境づくりを推進していくことを目的として、2014（平成26）年度から、県内各市町において、母子健康手帳と併せて配布している手帳のこと。

か行

●開発的生徒指導【P21】

児童生徒が自己のよさに気づき、自らを主体的に伸ばしていこうとする取組を重視した生徒指導。

●輝き女性サポーター【P25】

女性管理職アドバイザー制度において活動する県が認定した県内事業所の女性管理職のこと。

●学力向上推進リーダー【P20】

児童生徒の学力向上を積極的に推進するため、市町教委と連携して地域内の学校を継続的に訪問して、授業提供や授業改善への指導・助言を専門的に行う者。

●家事から始まる男女共同参画手帳【P26】

家庭内から女性の活躍を支援するため、男性の家事・育児への参加促進を目的とした冊子。具体的な家事分担について夫婦で考えるきっかけとなるよう、家事&育児分担表などを掲載している。

●学校内子育てひろば【P9, 10, 26】

未来を担う若い世代が、家庭や子どもを持つことの楽しさや素晴らしさを身近に感じる機会を創出するため、中学校や高等学校の学校内に開設し、未就園児親子と中学生や高校生が交流する「子育てひろば」のこと。

●家庭教育支援チーム【P20】

学校や地域、行政機関等と連携しながら、子育てや家庭教育についての相談活動や講座等を実施し、子育てや家庭教育をサポートするために市町等で編成されたチーム

のこと。

●**家庭の日【P29, 32】**

家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族のきずなを深める取組をするため、毎月第3日曜日を標準として、県民自らが定める日。事業者や民間団体も同様に「家庭の日」を定め、県民の取組の支援に努めるとしている。

●**環境学習【P21】**

自然や環境を大切にすることを育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することをめざして行われる学習のこと。

●**企業内婚活サポーター【P8】**

やまぐち結婚応援企業に登録した企業・団体（以下「企業等」という。）において、職場のつながりを生かした結婚支援の取組を推進する従業員。

●**企業魅力体験プログラム【P10】**

山口しごとセンターと連携し、基礎的能力養成、職場体験、オーディションを組み合わせた訓練。

●**キャリアカウンセリング【P9, 25】**

求職者の適性、職業経験、能力等に応じた職業選択や職業訓練を助言すること。キャリアカウンセリングを行う専門家をキャリアカウンセラーという。

●**キャリア教育【P19, 21】**

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

●**教育力向上指導員【P20】**

優れた現職教員のもつ高い指導技術やノウハウ等の全県的な波及、活用を図るため、前年度の県優秀教員表彰を受けた教員の中から県教委が委嘱し、授業の公開や派遣による訪問指導等を行う者。

●**結婚・子育て応援デスク【P8】**

若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができるよう支援するため、結婚から妊娠・出産、子育てに至るまでの総合的な相談窓口。

●**合計特殊出生率【P2】**

その年次の15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

●**高等産業技術学校【P9, 10】**

「職業能力開発促進法」（昭和44年法律第64号）に基づき、県が周南市と下関市に設置している職業能力開発校のこと。基礎的な技能を習得するための長期間及び短期間の職業訓練を実施している。

●**子育て世代包括支援センター【P11, 33】**

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健師等の専門職が総合的相談支援を提供するワンストップ拠点で、全市町に設置されている。

●**子ども家庭総合支援拠点【P34, 36】**

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般

から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点で市町に設置するもの。

●子ども食堂【P35, 36】

地域の子ども等に無料または安価で食事を提供する民間を中心とした取組のこと。

●子どもと親のサポートセンター【P20, 22】

子どもや親に対する教育相談・支援機能を強化するため、やまぐち総合教育支援センター内に設置された機関。

●子どもの居場所づくり【P35, 36】

貧困の連鎖を防止する観点から、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供を行い、子どもの生活の向上を図る取組のこと。

●コミュニティ・スクール【P19, 20, 22, 23】

学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校の課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支えていく取組が行われている。

さ行

●里親【P33, 35】

さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもを、自らの家庭に迎え入れて養育する人のこと。

●里親制度【P35】

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、都道府県等が里親に委託する制度。

●里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）【P35】

質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）を包括的に実施する機関。

●思春期ほっとダイヤル【P12】

男女問わず、思春期のからだの相談を受けている山口県が設置した専用電話

相談内容：思春期のからだの相談

相談日時：午前9時30分から午後4時まで 毎日実施（祝日・年末年始を除く）

電話番号：0835-24-1140

相談員：保健師又は助産師

●市町要保護児童対策地域協議会【P34】

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う地域協議会で市町が設置したもの。

●主任児童委員【P28, 34】

児童委員との連絡調整及び児童委員の活動に対する必要な援助・協力、地域の児童

健全育成活動に対する支援等を行う者。厚生労働大臣が任命する。

●**児童館【P18, 35】**

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設。

●**児童虐待【P4, 6, 7, 33, 34】**

児童虐待の防止等に関する法律第2条において、定義された保護者からの、①身体的暴行、②性的な行為、③長時間の放置などの養育拒否、④心理的外傷を与える言動、の4種類とされている。

●**児童虐待防止対策体制総合強化プラン【P4, 33, 34】**

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するために国が策定したもので、対象期間は2019年度～2022年度まで。

●**児童相談所【P18, 34】**

児童に関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な調査、診断、判定を行い、その結果に基づいて児童やその保護者に対して必要な指導や措置を行う機関。

●**児童養護施設【P15, 35】**

保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもに対し、安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導等を行い養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。

●**社会的養護【P35】**

保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。

●**周産期医療【P7, 11, 13】**

妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のこと。

●**小児救急医療電話相談【P11, 17, 22】**

山口県内全域を対象に、夜間、子どもが急な病気やけがをした際に、看護師等が症状に応じた適切な助言を行う電話相談

相談内容：小児の急病、けが等に関すること

相談日時：午後7時から翌朝8時まで 毎日実施

電話番号：#8000 又は 083-921-2755

相談員：看護師（必要に応じて小児科医師等）

●**小児慢性特定疾病【P17】**

児童等が当該疾病にかかっていることで、長期にわたり療養を必要とし、その生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定めるもの。

●**少年安全サポーター【P18, 31】**

市教育委員会等を拠点に、いじめ等の学校における少年の問題行動への対応、巡回

活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言を行うなど、教育現場と警察とのパイプ役として活動する専門職員のこと。

●**ショートステイ【P15, 22】**

疾病、疲労等により、保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要になった場合等に、児童養護施設等において、一定期間（通常、7日間以内）、養育・保護を行うもの。

●**初期救急【P17】**

入院や手術を必要としない患者への医療提供のこと。休日夜間急患センターや地元医師会の医師が当番で実施する在宅当番医によって行われる。

●**食生活改善推進員【P11】**

市町が開催する養成講座を修了し、地域において食生活改善を中心に健康づくりのためのボランティア活動に取り組む者。

●**女性管理職アドバイザー制度【P25】**

県内事業所の女性管理職が、他社の女性管理職や中堅女性職員等へ、職業生活上の課題解決に向けた助言等を行う制度。

●**女性健康支援センター【P12】**

思春期から更年期に至る女性に対し、思春期、妊娠、出産、更年期等の各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導を行う機関。

●**自立援助ホーム【P35】**

義務教育を終了し、児童養護施設を退所した児童等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、援助が必要な児童に対し、日常生活上の援助や生活指導等を行うための施設。

●**新体力向上プログラム【P19】**

県内の各小・中学校が、子どもの体力等の実態に基づき、家庭・地域と連携した、体力向上に向けた各校の特色ある取組をまとめた計画のこと。

●**新・放課後子ども総合プラン【P16】**

放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消をめざし、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備し、また、全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施すること等をめざし、国が策定した。

●**スクールガード【P30, 31】**

児童生徒の登下校時の安全を見守る学校安全ボランティア。

●**スクールカウンセラー【P22, 35】**

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う心の専門家のこと。

●**スクールソーシャルワーカー【P20, 22, 35】**

社会福祉等の専門的知識や技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒の支援

を行う専門家のこと。

●**スクールロイヤー【P22】**

法的側面からのいじめ予防教育の実施や学校における法的相談に対応する弁護士。

●**健やか親子21（第2次）【P12】**

21世紀の母子保健の主要な取組の方向性や目標・指標を示し、関係機関・団体が一体となってその達成に向けて取り組む国民運動計画として国が定めたもの。2005（平成13）年から開始され、2015（平成27）年からは10箇年計画として第2次が始まっている。

●**先天性代謝異常等疾患【P17】**

生まれつき体の中の栄養素を代謝するしくみや、ホルモンを作るしくみに異常があり、知らずに放置すると、臓器障害や知的障害、活気不良や成長障害などが起こる病気。

●**総合型地域スポーツクラブ【P21, 23】**

地域住民の主体的な運営により、子どもから高齢者までがそれぞれの好みに応じたスポーツ・文化活動等、複数の種目を楽しむことができる総合的なスポーツクラブ。

●**総合支援学校【P19, 20, 23】**

山口県が設置した「特別支援学校」の呼称。

●**総合周産期母子医療センター【P13】**

母体・胎児集中治療管理室（MFICU）や新生児集中治療室（NICU）等を備え、全県において、リスクの高い妊産婦や新生児への高度な医療の提供を行う、周産期医療の中核となる施設のこと。

●**総合療育システム【P16】**

乳幼児の身体面や精神面での、発達の遅れや障害をできるだけ早く発見し、少しでも早い時期に治療、訓練、保育などを行い、その子どもの発達を最大限促していくため、医療、保健、福祉、教育などの関係機関がお互いに連携を図り、保護者と協力しあって早期療育を進めていくためのシステム。

●**ゾーン30【P30】**

市街地等の生活道路及び通学路における歩行者等の安全を確保するため、道路管理者と連携して、通過交通の抑制等が必要な地区において、最高速度30km/h区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を実施するもの。

た行

●**誰もが活躍できるやまぐちの企業【P24, 26】**

長時間労働の縮減や仕事と生活の両立支援に積極的に取り組み、若者、女性、高齢者、障害者など多様な人材が活躍できる職場環境づくりに成果を上げている企業として、やまぐち働き方改革推進会議会長（知事）が認定した企業のこと。2017（平成29）年8月制度創設。

●**地域型保育事業【P15, 37】**

保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもの預かる事業。

●**地域協育ネット【P20, 22, 23】**

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専

門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組みのこと。

●地域子育て支援拠点【P15, 27, 28】

地域において、子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援の拠点となる施設のこと。

●地域子ども・子育て支援事業【P15】

2015（平成 27）年 4 月に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づくもので、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図るため、施設型給付とは別に、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業など 13 の事業として市町村が実施している。

●地域周産期母子医療センター【P13】

産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、地域において、周産期に係る比較的高度な医療の提供を行う施設のこと。

●デュアルシステム【P10】

座学と企業実習を組み合わせた職業訓練。

●テレワーク【P7, 24, 25】

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）に分けられる。

●登下校防犯プラン【P31】

2018（平成 30）年 5 月に、新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生したことを受け、登下校時の総合的な防犯対策の強化に向けて、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において 2018（平成 30）年 6 月にまとめられたもの。

●トワイライトステイ【P15, 22】

仕事等により、保護者が平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、児童養護施設等において、一定期間保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

な行

●二次救急【P17】

入院や手術を必要とする患者への医療提供のこと。複数の病院が当番日を決めて実施する病院群輪番制病院や、病院の施設や機能を地域の医師に開放し、地元医師会の協力により実施する共同利用型病院によって行われる。

●乳幼児突然死症候群（SIDS）【P17】

それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する病気。原因はわかっていない。日本では、およそ 6,000 人～7,000 人に 1 人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっていると推定される。生後 2 ヶ月から 6 ヶ月に多く、まれに 1 歳以上でも発症することがある。

●認定こども園【P15, 28, 37, 38, 39, 40】

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

●ノンステップバス【P29, 32】

バスの前扉から後扉の間の床面にステップ（段差）の構造のないバス。

は行

●ハイリスク妊産婦・新生児【P13】

妊娠高血圧症候群、多胎妊娠等産科管理の必要な妊産婦や早産児や低出生体重児など発育・発達過程において何らかの問題が生じる可能性のある新生児。

●母親クラブ【P18, 28】

地域におけるすべての児童を健全に育成することを目的に、児童を持つ母親等で構成する活動組織。

●ひきこもり地域支援センター【P19】

ひきこもり本人や家族等からの相談対応や支援、地域における支援体制の整備を行う機関のこと。精神保健福祉センター及び各保健所に設置。

●病児保育【P15, 16, 22】

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する施設のこと。

●ファミリーサポートセンター【P15】

育児の援助を受けたい会員と育児サービスを提供できる会員による有償の相互援助活動を行う組織。

●フィルタリング【P18, 31】

違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。

●福祉総合相談支援センター【P34】

中央児童相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センターを統合した福祉に関する総合的な相談・支援機関。

●不妊専門相談センター【P12】

不妊に悩む夫婦に対し、不妊に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について医師・助産師等の専門家が相談に対応したり、診療機関ごとの不妊治療の実施状況などに関する情報提供を行う機関。

●ふれあい教育センター【P16, 20, 22】

やまぐち総合教育支援センター内に設置し、地域の小・中学校等をはじめ、幼児児童生徒や保護者へ、特別支援教育について、広域的・専門的な相談支援を行う機関。

●放課後子ども教室【P16, 36】

放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動、学習などの取組を実施するもの。

●放課後児童クラブ【P15, 16, 22, 28, 36】

保護者が就業などで昼間家庭にいない小学生に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る施設のこと。

●保護者支援プログラム【P34】

児童相談所において、児童虐待を行った親に対して、親子関係再構築支援の一環と

して実施しているプログラムであり、様々な手法がある。

●母子・父子自立支援員【P36】

母子・父子家庭及び寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う者。

●母子家庭等就業・自立支援センター【P36】

母子家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行う。県内では、山口県母子・父子福祉センター（山口市）に併設されている。

●母子父子寡婦福祉資金【P36】

母子・父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進を目的とした貸付金。資金の申込み等は居住地の市町を通じて実施。

●母子保健推進員【P11, 12, 28】

地域に密着した母子保健事業を推進するために、市町から委嘱を受け、乳幼児の家庭訪問や健診のサポート、子育てサークルの開催など、市町における母子保健推進活動を行う者。

ま行

●マタニティマーク【P12】

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

●まちかどネウボラ【P22】

「地域子育て支援拠点」のうち、研修受講など一定の要件を満たしたものに対し、県が認定したもの。

●民生委員・児童委員【P11, 27】

住民福祉を推進するため、生活に困っている人、高齢者、児童、障害者、母子・父子家庭などの様々な相談や調査、援助活動をする者。厚生労働大臣が委嘱する。

や行

●やまぐちイクメン維新【P26】

県民誰もが安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、家事・育児を積極的に行う男性＝「イクメン」を応援し、父親の積極的な家事・育児への参加を推進する取組のこと。

●やまぐちイクメン応援企業宣言制度【P24, 27】

男性従業員と上司、同僚等が一体となって、男性が育児に参加しやすい職場環境づくりに積極的に取り組むことを宣言する企業等を登録する制度。社会全体で子育てを応援する気運を醸成することを目的に、2014（平成26）年8月創設。

●やまぐち型地域連携教育【P20】

コミュニティ・スクールが核となり、山口県独自の地域協育ネットの仕組みを生かして、各中学校区で地域のネットワークを形成し、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する取組のこと。

●やまぐち教育応援団【P21】

社会全体による教育の推進のため、子どもの教育活動を支援する県内の事業所や団体、地域人材等を認証・登録する制度。

●やまぐち結婚応援センター【P7, 8, 10】

20歳以上の結婚を希望する独身の方の出会いのサポートをするため、2015(平成27)年度に県が県内4箇所(山口市、岩国市、下関市、萩市)に設立したセンターのこと。

●やまぐち結婚応援企業【P8】

社会全体で出会いと結婚を応援する気運を高めるため、職場のつながりを生かした縁結びの取組を進め、企業内婚活サポーターを設置する企業・団体で「やまぐち結婚応援企業」に登録したもの。

●やまぐち結婚応援団【P8】

民間による結婚に向けた出会いの場づくりを促進する取組。趣旨に賛同し、出会いの場づくりを行う団体等を登録し、団体等が実施する出会いの場づくりの情報等をホームページで紹介。

●やまぐち結婚応援パスポート【P9】

新たに結婚する世帯等に対し、社会全体で結婚を応援する気運を高めるとともに、新婚夫婦等の経済的負担の軽減を図るため、協賛事業所から優待サービスを受けることができる制度。

●やまぐち子ども・子育て応援ファンド【P27】

民間企業等から寄附を募り、県費と合わせて、「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」を組成し、子育て支援や子どもの貧困対策等に取り組む団体の主体的な活動に対して助成を実施。

●山口県子ども読書支援センター【P19】

「山口県子ども読書推進計画」に基づき、県における子どもの読書活動を総合的に推進するため、家庭、地域、学校等における取組を支援する機関。

●山口県子どもの貧困対策推進計画【P35】

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、本県の子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針として策定したもので、子どもの貧困対策に関する法律第9条に基づくもの。

●山口県社会的養育推進計画【P35】

国の「新しい社会的養育ビジョン」(2017年8月)を踏まえ子どもの権利保障や家庭養育優先原則を計画的に進めるため、現行の「家庭的養護の推進に向けた山口県推進計画」を見直し、新たに策定したもの。

●山口県発達障害者支援センター【P16】

社会生活への適応が困難な発達障害の特性を踏まえ、生涯一環したきめ細かな支援を行うため、これらの障害を持つ方やその保護者の方からの相談に応じるとともに、

家庭・保健・福祉・医療・教育等の関係機関の連携を中心として、専門的支援のバックアップを行う機関。

●やまぐち子育て応援企業宣言制度【P24, 27, 60】

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定して、男女がともに働きながら安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりに積極的に取り組むことを宣言する企業等を登録する制度。社会全体で子育てを応援する気運を醸成することを目的に、2008（平成20）年5月創設。

●やまぐち子育て応援パスポート制度【P27, 60】

社会全体で子育てを応援するため、18歳未満の子どもや妊娠中の人のいる家庭が、商店などから料金の割引やポイントサービス等を受けることができる制度。

●やまぐち子育て県民運動【P28, 32】

社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを進めるため、2003（平成15）年8月から山口県独自に取り組んでいる、県民総参加で子育て支援の輪を広げる運動のこと。

●やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター【P28】

地域の子育て支援ネットワークの強化し、地域における自主的・主体的な子育て支援活動の促進等を図るため、様々な人材や機関、団体等と連携しながら地域交流やネットワークを促進していく人材として認定された者。

●やまぐち子育て連盟【P7, 27, 60】

若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てが出来る切れ目ない支援を、やまぐち子育て県民運動として、企業、地域、行政等が、協働して展開する団体のこと。社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図っている。

●やまぐち子ども・子育て応援コンソーシアム【P27】

子どもと子育てにやさしい社会づくりを推進するために、企業・団体等の分野を超えた連携により、従来の発想にとらわれない幅広い視点から施策の検討を行い、実行するための推進体制のこと。

●山口しごとセンター【P9, 10, 25】

就職活動に役立つ相談・情報提供・職業紹介等の支援をワンストップで行う施設のこと。県が2004（平成16）年に新山口駅前に設置した「山口県若者就職支援センター」を改組し、2018（平成30）年8月開設。支援対象は、概ね40歳未満の若者及びUターン希望者に加え、改組後はシニア、女性も対象とする。

●やまぐち女性の活躍推進事業者【P25, 26】

女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を積極的に行うことを宣言する事業者等を登録し、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援する制度のこと。

●やまぐちジョブナビ【P9】

山口しごとセンターが運営する就職関係情報提供ホームページ

●やまぐち働き方改革支援センター【P24, 26】

働き方改革について、企業や従業員からの相談にワンストップで対応する窓口として2016（平成28）年9月に若者就職支援センター（現 山口しごとセンター）に設置。

●やまぐち働き方改革推進会議【P24】

仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性の活躍促進、長時間労働の是正その他の「働き方改革」に関する施策を先進的に実施するため、知事をトップに、労働団体、経営者団体、金融機関、大学、学識経験者、行政機関等により設立した組織。2016（平成 28）年 8 月設立。

●やまぐち版ネウボラ【P7, 11】

妊娠期から子育て期まで手厚い支援を行うフィンランドの取組（ネウボラ）を参考に、子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する山口県独自の取組のこと。

●ユニバーサルデザイン【P29】

高齢者や障害のある人などを含めた全ての人をはじめから利用しやすいように施設、物、サービスなどに配慮を行うという考え方。

●養育費支援相談センター【P36】

養育費に関する相談、情報提供のほか、全国の養育費専門相談員、母子・父子自立支援員、養育費や子のある夫婦の離婚に関する相談担当者の研修のサポートを行うため、国が東京に設置。

ら行

●ライフデザイン教材【P9】

未来を担う若い世代が、自らの進路を選択する際、結婚、出産、子育て等のライフイベントも踏まえ、総合的に考えることができるよう、家庭科の授業等で活用できる高校生向けの教材「Life design guide」として、2019（平成 31）年 3 月に作成。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス【P24】

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などでも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた生き方をすること。

●ワンストップ【P9】

利用者の相談や情報収集などの複数のニーズを 1 か所で受け止め対応すること。

やまぐち子ども・子育て応援プラン

発行：山口県 健康福祉部

こども・子育て応援局 こども政策課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

電話 (083)933-2754

FAX (083)933-2759

E-mail a13300@pref.yamaguchi.lg.jp

